

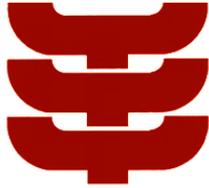
水戸市文化財保護・保存・活用基本計画（第2次）

水 戸 市

目次

第1章 計画の基本事項	1
第1 計画策定の趣旨	1
第2 計画の位置付け	2
第3 計画期間	2
第4 対象とする文化財の範囲	3
第2章 文化財を取り巻く現況と課題	4
第1 現況	4
1 文化財の種類と現況	4
2 文化財と市民意識	7
3 文化財と教育	8
4 文化財の整備・公開・情報発信	10
5 文化財と歴史まちづくり	13
6 文化財の管理	16
7 市民との協働による文化財の保護・保存・活用	17
第2 課題	18
1 文化財の把握と次代への継承	18
2 まちづくりへの文化財の活用	18
3 文化財の保護・保存・活用に向けた体制の充実	18
第3章 計画の基本的方向	19
第1 目指す姿	19
第2 基本方針と基本施策	20
第3 施策の体系	22
第4章 施策の展開	23
基本方針1 文化財の総合的な把握と次代への継承	23
1 基本施策1 魅力ある文化遺産の発掘	23
2 基本施策2 次代に伝える取組の推進	25
3 基本施策3 文化財愛護精神と郷土愛の醸成	27
基本方針2 文化財を生かした魅力あるまちづくりの推進	28
1 基本施策1 歴史まちづくりの推進	28

2	基本施策 2	文化財の魅力発信	30
	基本方針 3	文化財の保護・保存・活用に向けた体制の充実	32
1	基本施策 1	文化財の管理体制の充実	32
2	基本施策 2	市民との協働による保護・保存・活用の推進	34
第 5 章	推進体制と進行管理		35
第 1	推進体制		35
第 2	進行管理		36
資 料 編			
資料 1	計画の策定経過		38
資料 2	指定・登録文化財等一覧		40
資料 3	文化財関係法令		45
資料 4	用語解説		52



文化財愛護シンボルマーク

文化財愛護シンボルマークは、文化財愛護運動を全国に推し進めるための旗じるしとして、1966（昭和 41）年 5 月に定められたものです。

このシンボルマークは、ひろげた両手の手のひらのパターンによって、日本建築の重要な要素である斗栱（ときょう＝組みもの）のイメージを表し、これを三つ重ねることにより、文化財という民族の遺産を過去、現在、未来にわたり永遠に伝承してゆくという愛護精神を象徴したものです。（文化庁ホームページ解説文より）

第1章 計画の基本事項

第1 計画策定の趣旨

先人が築き、遺した水戸の貴重な財産である文化財は、本市はもとより、我が国の歴史や文化の理解のために欠くことのできない貴重な国民的財産であるとともに、将来の地域づくりの核となるものとして、確実に次世代に継承していくことが求められます。

国は、1950（昭和25）年に文化財保護法を制定した後、6回の法改正を実施し、文化財登録制度や文化的景観の保護制度の創設など、文化財の保護・保存の対象を拡大してきました。

また、2008（平成20）年には、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下「歴史まちづくり法」という。）を制定し、歴史上重要な建造物及び周辺の市街地と人々の営みが一体となった「歴史的風致」の維持及び向上を図るなど、文化財を活用した取組が推進されています。

こうした中、本市では、2001（平成13）年度に「文化財保護計画」を策定し、施策の円滑な推進に努めるとともに、2009（平成21）年度には、「歴史的風致維持向上計画」を策定し、文化財を活用したまちづくりを推進してきました。

さらに、近世日本の重要な教育遺産である旧弘道館【図1-1】と常磐公園（借楽園）【図1-2】の世界遺産登録に向けた取組を推進するほか、2015（平成27）年には「近世日本の教育遺産群—学ぶ心・礼節の本源—」が日本遺産に認定されるなど、市内はもとより、市外にある関連自治体とも連携を深め、文化財の価値と魅力を広く発信する取組を進めているところです。

また、近年では、地域ならではの特色ある歴史まちづくりや、新たな文化の創造など、まちづくり政策や文化芸術政策といった分野に対しても、文化財の活用が求められています。

こうした文化財を取り巻く市民意識及び社会環境の変化に対応し、文化財の保護・保存・活用に係る施策を一層推進するため、水戸市文化財保護・保存・活用基本計画（第2次）を策定するものです。

図1-1 国指定特別史跡 旧弘道館



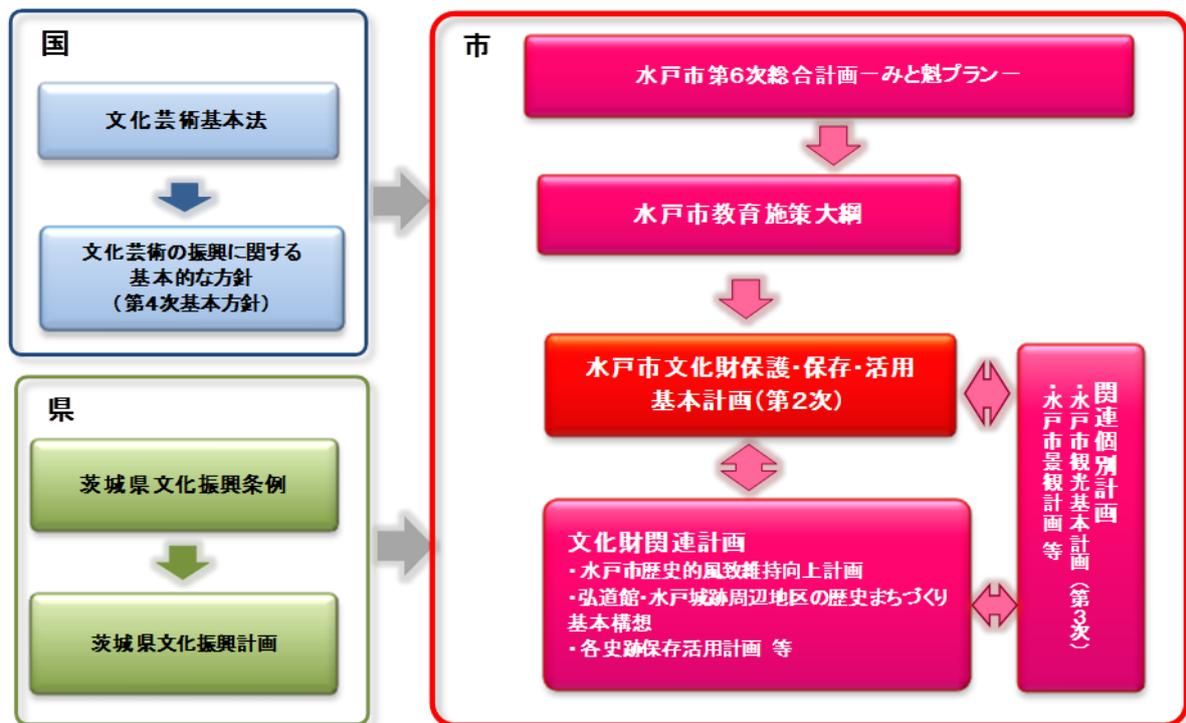
図1-2 国指定史跡及び名勝 常磐公園（借楽園）



第2 計画の位置付け

本計画は、国の「文化芸術基本法」や県の「茨城県文化振興条例」等と整合を図るとともに、本市の上位計画である「水戸市第6次総合計画－みと魁プラン－」をはじめ、本市の教育、学術及び文化振興に関する施策の大綱である「水戸市教育施策大綱」や、関連個別計画との整合を図りながら、本市の文化財の保護・保存・活用に関する施策を総合的に推進するための指針として策定するものです【図1-3】。

図1-3 計画の位置付け



第3 計画期間

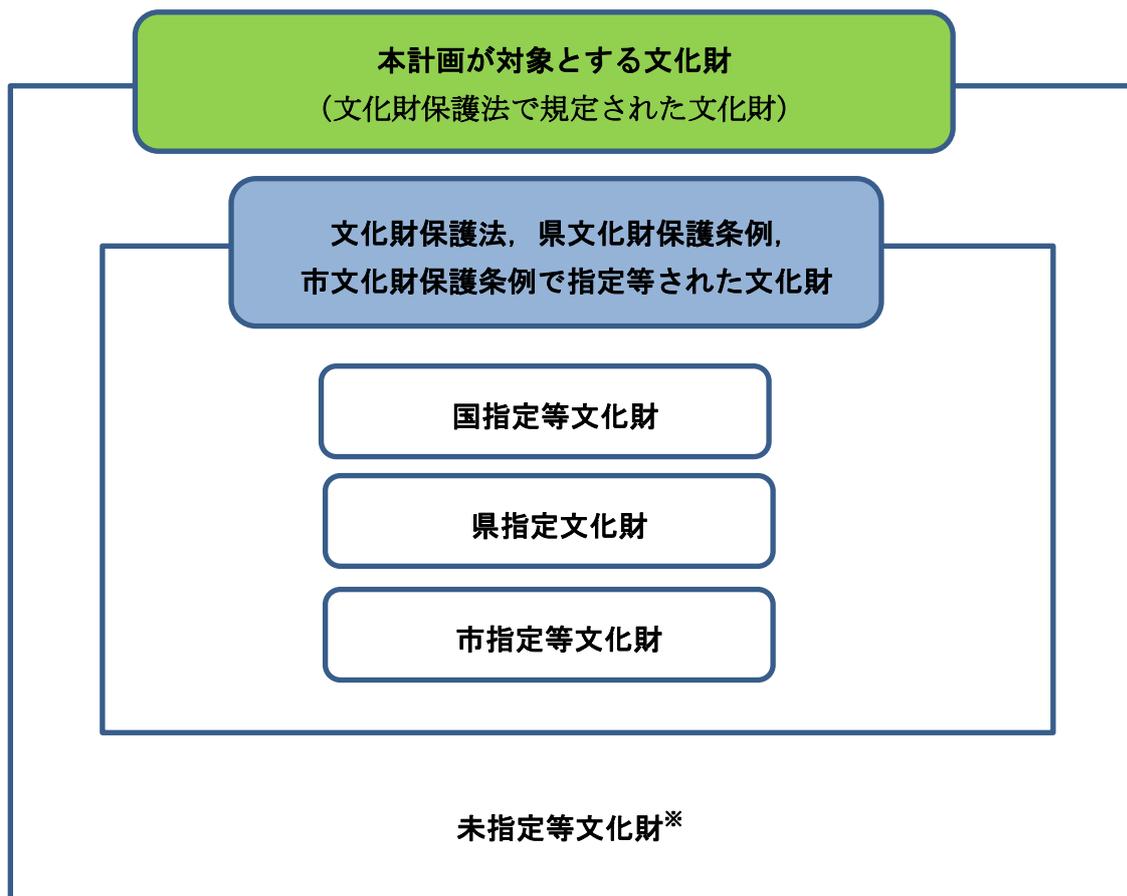
この計画の期間は、2018年度から2023年度までの6か年とします。

ただし、社会環境の変化等に応じて、期間中においても必要に応じて見直しを行います。

第4 対象とする文化財の範囲

この計画における文化財の範囲は、文化財保護法第2条第1項に規定されたもので、指定等（選択・選定・登録を含む。）に関わらず、歴史上、芸術上、鑑賞上及び学術上価値が高いものを指します【図1-4】。

図1-4 対象とする文化財の範囲



※ 新たな地域文化財制度（（仮称）水戸市地域文化財制度）の対象文化財を含む。

第2章 文化財を取り巻く現況と課題

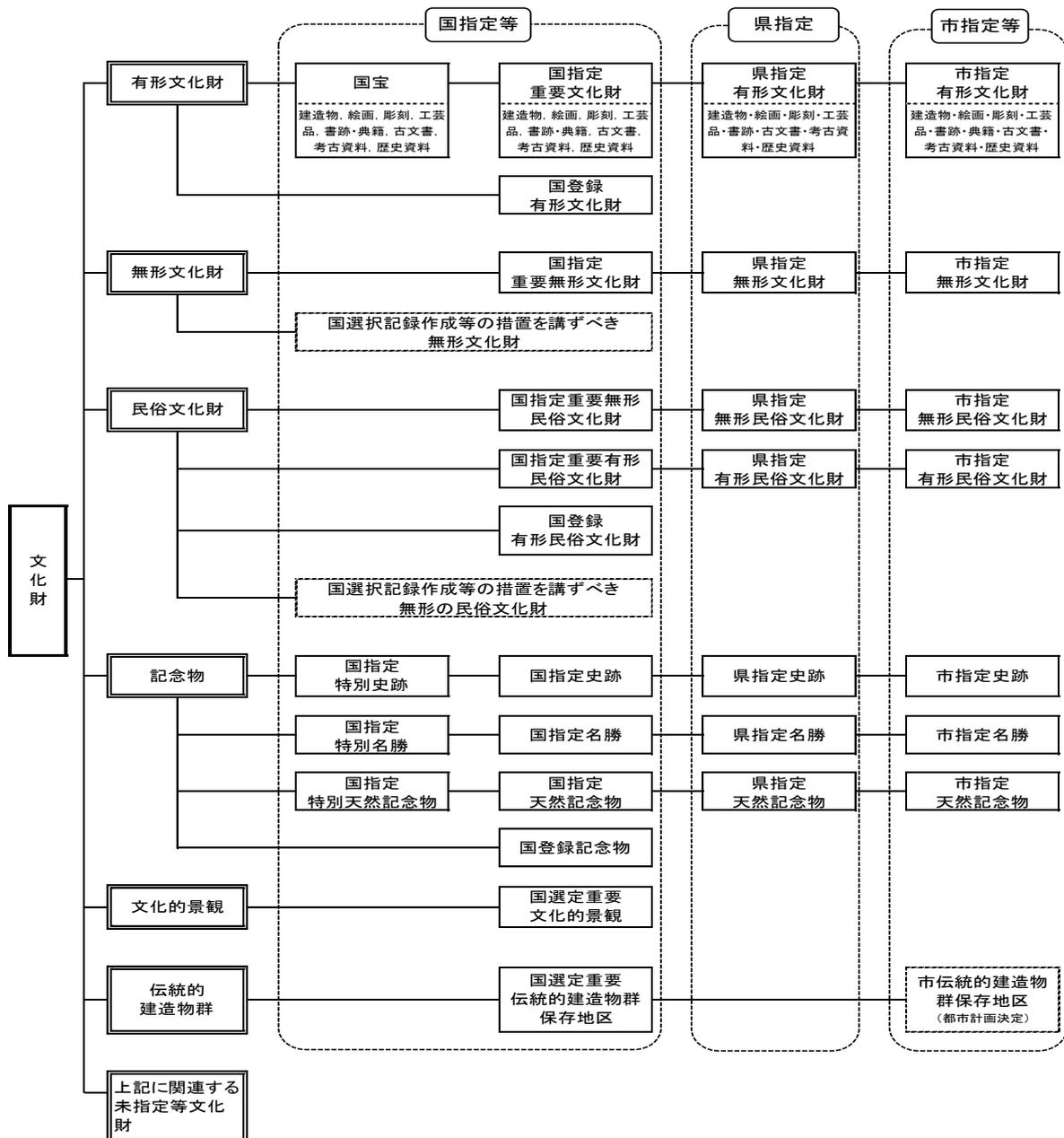
1 現況

1 文化財の種類と現況

(1) 文化財の種類

文化財の種類は、文化財保護法に基づき、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6種類に分類されます【図2-1】。この他、土地に埋蔵されている文化財を「埋蔵文化財」、貝塚、古墳など埋蔵文化財が包蔵されている土地として知られているものを「周知の埋蔵文化財包蔵地」と言います。

図2-1 文化財の種類



(2) 文化財の現況

ア 指定文化財等の現況

文化財のうち重要なものは、文化財保護法、県文化財保護条例、市文化財保護条例に基づく指定等により保護・保存を図っています。

本市では2017（平成29）年4月1日現在、国指定文化財（18件）、国選択記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財（1件）、県指定文化財（70件）、市指定文化財（101件）、国登録有形文化財建造物（4件）、周知の埋蔵文化財包蔵地（523件）が存在します。

その他に、歴史まちづくり法に基づく市歴史的風致形成建造物（4件）、日本遺産（1件）、土木学会選奨土木遺産（2件）等の制度も活用し、本市の魅力ある有形・無形の文化財を将来の世代に確実に継承するよう努めているところです【図2-2】。

図2-2 本市の指定・選択・選定・登録文化財（2017〔平成29〕年4月1日現在）（件）

区分	種類	国				県指定	市指定	計	
		国宝・特別	指定	選択	選定				登録
有形文化財	建造物	—	5			4	6	13	28
	絵画	—	—			—	14	8	22
	彫刻	—	1			—	9	13	23
	工芸品	—	2			—	24	19	45
	書跡・典籍	—	—			—	4	2	6
	古文書	—	—			—	—	1	1
	考古資料	—	—			—	5	8	13
	歴史資料	—	—			—	2	9	11
無形文化財			2			—	4	6	
民俗文化財	有形民俗文化財		—			—	—	—	—
	無形民俗文化財		—	1			3	4	8
記念物	史跡	1	5			—	3	12	21
	名勝	—	1			—	—	—	1
	天然記念物	—	1			—	—	8	9
文化的景観					—			—	
伝統的建造物群					—			—	
計		1	17	1	0	4	70	101	194

イ 未指定等文化財の現況

本市では、市内に存する未指定等文化財のうち、価値が高いと考えられるものを指定文化財候補として抽出し、その中から市文化財保護審議会において指定に十分な価値を有すると判断されたものを市指定文化財に指定しています。

また、指定文化財に指定する水準には達していないものの、地域で大切に守り伝えられている文化財も多数あります。

(3) 博物館等における収蔵資料の現況

水戸市立博物館（以下「市立博物館」という。）では、1980（昭和55）年度の開館から、郷土資料をはじめとする様々な資料を収集・保存し、調査・研究するとともに、博物館展示等において活用してきました。現在、市立博物館における収蔵資料は、自然、歴史、民

俗，美術の4部門となっています。

収蔵資料数（館蔵資料，寄託資料等を含む。）は開館以来着実に増加傾向にあり，現在は50,000点を超える貴重な資料が収蔵されています【図2-3】。

また，収蔵資料のうち考古部門については，2008（平成20）年度に，所管が市立博物館から大串貝塚ふれあい公園（2010〔平成22〕年度から埋蔵文化財センターと改称）に移管されるとともに，市内遺跡発掘調査の進展に伴い，現在は遺物収納箱にして約6,600箱を超える貴重な資料が収蔵されています。

図2-3 市立博物館における収蔵資料数の5年毎の推移

（点）

	1995(H7)年度	2000(H12)年度	2005(H17)年度	2010(H22)年度	2015(H27)年度
自然部門	25,105	25,280	25,656	27,404	27,556
歴史部門	7,344	8,215	9,250	10,353	13,993
民俗部門	2,667	3,885	4,676	7,713	8,491
美術部門	406	556	707	885	945
計	35,522	37,936	40,289	46,355	50,985

2 文化財と市民意識

本市が市民を対象に2011(平成23)年に実施した「未来の水戸をつくる1万人アンケート」において、「水戸市をどのように感じていますか。」という設問で評価の高いものについては、男女とも「歴史と伝統がある」が最も高くなっています【図2-4】。

また、「水戸のまちの中で、市民として大切に思うもの、10年後、20年後の次の世代に残していきたいものはありますか。」という設問で評価の高いものについては、男女とも「偕楽園」が最も多く、次いで「千波湖」、「弘道館」の順となっており、文化財が上位に位置しています【図2-5】。

このことから、本市の歴史や伝統、文化財に関心を持ったり、魅力を感じる市民が多いことが分かります。

図2-4 水戸市の印象

(単位：%)

区分	順位	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
男性		歴史と伝統がある (89.8)	住居の周囲が自然に恵まれ静かである (69.9)	災害などが比較的少なく安全であり、公害も少ない (52.2)	水が豊富できれいである (46.3)	住居と職場(学校)が近く通勤(通学)に便利である (36.9)
	(N=2,509)					
女性		歴史と伝統がある (87.7)	住居の周囲が自然に恵まれ静かである (68.8)	災害などが比較的少なく安全であり、公害も少ない (45.5)	水が豊富できれいである (44.6)	住居と職場(学校)が近く通勤(通学)に便利である (38.6)
	(N=3,204)					

(資料：2011〔平成23〕年「未来の水戸をつくる1万人アンケート」/水戸市)

図2-5 水戸市の魅力ある資産

(単位：%)

区分	順位	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
男性		偕楽園 (88.2)	千波湖 (77.2)	弘道館 (54.4)	偕楽園公園(大規模公園) (46.8)	水戸の梅まつり (42.1)
	(N=2,509)					
女性		偕楽園 (91.3)	千波湖 (79.4)	弘道館 (49.3)	水戸の梅まつり (48.2)	偕楽園公園(大規模公園) (44.2)
	(N=3,204)					

(資料：2011〔平成23〕年「未来の水戸をつくる1万人アンケート」/水戸市)

3 文化財と教育

(1) 学校教育の現況

本市の学校教育においては、2012（平成24）年度から、次世代をリードする子どもたちの育成に向け、本市の特色ある歴史や自然、文化、地域の人材を生かした「水戸スタイルの教育」を推進し、「世界で活躍できる資質を磨く教育」「郷土を愛する心を育てる教育」「豊かな感性や強い精神力と身体を育てる教育」の3つの基本目標に基づいて各事業を行っています。

特に、郷土教育の教材として、社会科副読本『みと』（小学3・4年用）【図2-6】、『水戸の歴史』（小学5・6年用）、『水戸』（中学生用）を活用し、郷土への理解を深めているところですが、それぞれの副読本については、文化財の調査・研究の進展にあわせて、毎年情報を更新し、学校教育への文化財の活用に努めています。

さらに、本市では2015（平成27）年度から、特別な教育課程を編成し、「水戸まごころタイム」を小中学校等の授業として実施しており、先人の教育を現代に生かす教育である「水戸教学」を柱の一つに掲げております。その実施に当たり、2014（平成26）年度に教師用資料集『水戸教学～次世代をリードする“水戸人”の育成のために～』を刊行し、水戸城跡、旧弘道館、常磐公園（偕楽園）といった本市を代表する文化財はもとより、水戸の算額、庚申塔等地域特有の文化財も例示され、文化財を学校教育に生かしていくうえで豊富な情報が盛り込まれています。

また、こうした郷土教育の推進による児童・生徒の学習及び発表の場として、「わたしたちの郷土研究発表会」を開催し、年1,000件を超える応募の中から、代表の児童・生徒が研究内容を発表しています【図2-7】。

図2-6 『みと』



図2-7 わたしたちの郷土研究発表会



(2) 社会教育の現況

本市では、みと好文カレッジ、市民センター（公民館）、市民自らが学習活動を実践する市生涯学習サポーター等が中心となって、創意工夫を凝らした学習プログラム講座を企画する中で、本市の歴史や文化財の学習をテーマとし実践しています。

また、市職員が講師となって市政について説明する「いきいき出前講座」においても、文化財関連のメニューを設けており、その利用が図られています。

さらには、現在本市が推進している世界遺産登録推進事業、水戸城周辺歴史的建造物整備事業、埋蔵文化財公開活用事業のほか、博物館行事等において、歴史講座、シンポジウム、見学会、体験学習会等を開催するとともに、企業、団体等の研修会にも職員が出講するなど、本市の文化財をテーマとした社会教育の取組を推進しています【図2-8】。

図2-8 文化財関連の講座、講演会、体験学習会等の開催実績

(件)

種類	2012(H24)年度	2013(H25)年度	2014(H26)年度	2015(H27)年度	2016(H28)年度
出前講座	2	6	4	5	8
歴史講座	5	5	5	5	5
講演会・シンポジウム	1	1	2	1	2
見学会	—	—	—	1	—
体験学習	9	10	13	13	10
計	17	22	24	25	25

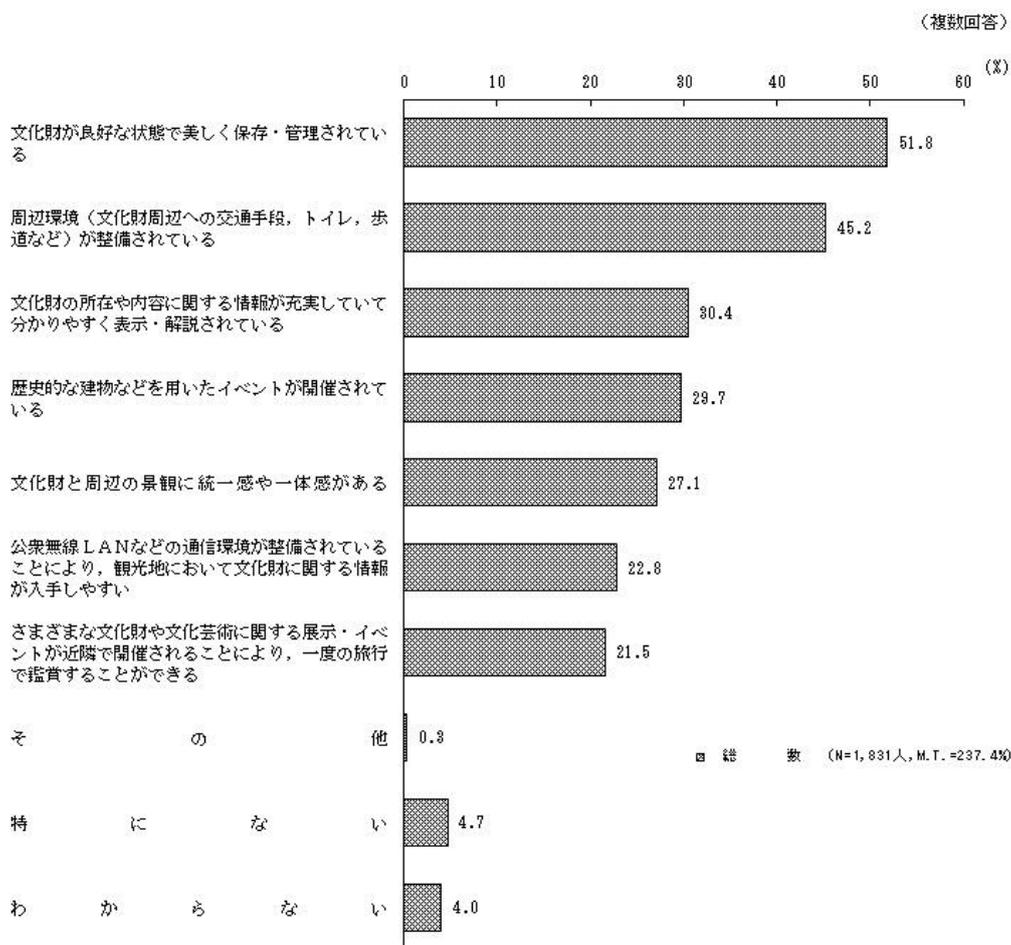
4 文化財の整備・公開・情報発信

2015（平成27）年5月に国が策定した「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」では、文化芸術振興に関する重点施策の一つとして、「文化財建造物、史跡、博物館や伝統芸能等の各地に所在する有形・無形の文化芸術資源を、その価値の適切な継承にも配慮しつつ、地域振興、観光・産業振興等に活用するための取組を進める」と定められています。

また、2016（平成28）年に国が実施した「文化に関する世論調査」において、「日本の文化財を観光の資源として魅力あるものにしていくためにはどのようなことが重要だと思うか」という設問に対し、「文化財が良好な状態で美しく保存・管理されている」を挙げた者の割合が51.8%と最も高く、以下、「周辺環境（文化財周辺への交通手段、トイレ、歩道など）が整備されている」（45.2%）、「文化財の所在や内容に関する情報が充実していて分かりやすく表示・解説されている」（30.4%）などの順となっています【図2-9】。

そのため、文化財を活用したまちづくりや観光振興のためには、文化財を適切に整備・公開するとともに、その文化財の内容等について効果的に情報発信を行う必要があると考えられます。

図2-9 観光資源としての文化財の活用策



（資料：2015（平成28）年「文化に関する世論調査」/文化庁）

(1) 文化財の整備・公開の現況

旧弘道館・常磐公園（偕楽園）は、1945（昭和20）年の空襲や2011（平成23）年の東日本大震災など、数度にわたる大規模な罹災を受けているほか、経年による諸施設の老朽化等が生じていることから、管理者である県が中心となって、適切な整備・管理（復旧・修復を含む。）が実施され、現在も良好な状態で公開されています。

台渡里官衙遺跡群については、現在、観音堂山地区の史跡公園整備に伴う公有化・範囲確認調査を実施するとともに、現地説明会やシンポジウム、出前授業などを実施し、魅力発信に努めているところです。

吉田古墳については、公有化を順次進めており、整備に向けた環境が整いつつあります。

その他、大串貝塚ふれあい公園については、1991（平成3）年度に歴史公園として整備し、各種のイベントが開催されているほか、2009（平成21）年度に横山大観の生家である旧酒井家屋敷跡地の一角に門や石碑、駐車場を設置し、自由に見学できる環境を整備しております。【図2-10】。

水戸城大手門、二の丸角櫓の復元整備や、歴史・観光ロードの整備、水戸城跡二の丸展示館【図2-11】については、「5 文化財と歴史まちづくり」の「(1) 弘道館・水戸城跡周辺地区」のとおりです。

図2-10 横山大観生誕の地



図2-11 水戸城跡二の丸展示館（左：外観／右：内観）



(2) 文化財の情報発信の現況

2015（平成27）年度に「近世日本の教育遺産群—学ぶ心・礼節の本源—」が日本遺産に認定されたことに伴い、そのストーリーや構成文化財である旧弘道館、常磐公園（偕楽園）、旧水戸彰考館跡、日新塾跡、大日本史の魅力を、駅でのデジタルサイネージ、ラッピングバスの運行、テレビ放映、PV映像の作成とネット配信、外国語パンフレットの発行など、若年層や外国人にも受け入れられやすい、多様なコンテンツを活用し発信をしています。

また、文化財の魅力を情報発信していく上で、文化財の実物ならではの魅力を実見・体感することのできる博物館展示は有効な手段の一つです。

こうした中、市立博物館においては、常設展示、特別展示、企画展示等を開催するほか、博物館外においても、教育普及事業や商店街との協働企画を展開し、積極的な文化財の情報発信を行っているところです。

また、本市では博物館類似施設として、埋蔵文化財センター（前掲）、内原郷土史義勇軍

資料館，大塚農民館，水戸市平和記念館，水戸城跡二の丸展示館を運営しています。

その他，案内板や道標等の文化遺産説明板は，文化財を訪れた際，その文化財の名称，来歴，価値等の様々な情報を伝達する極めて重要な要素であるとともに，文化財の存在を周知する上でも重要であることから，文化財の所有者や道路管理者の許可のもと，文化遺産説明板を継続的に設置しているところです。

5 文化財と歴史まちづくり

本市は、江戸時代以降、関東地方でも有数の規模を誇る城下町として発展しましたが、太平洋戦争における1945(昭和20)年8月2日の水戸空襲により、市街地の大半は焦土と化し、武家地や町人地など、城下町としてのまちなみは失われてしまいました。

しかし、往時の地割は現存しており、旧弘道館や常磐公園(偕楽園)など、水戸徳川家ゆかりの文化財をはじめ、寺院、神社等の歴史的資源が数多く存在し、城下町としての名残を今にとどめています。

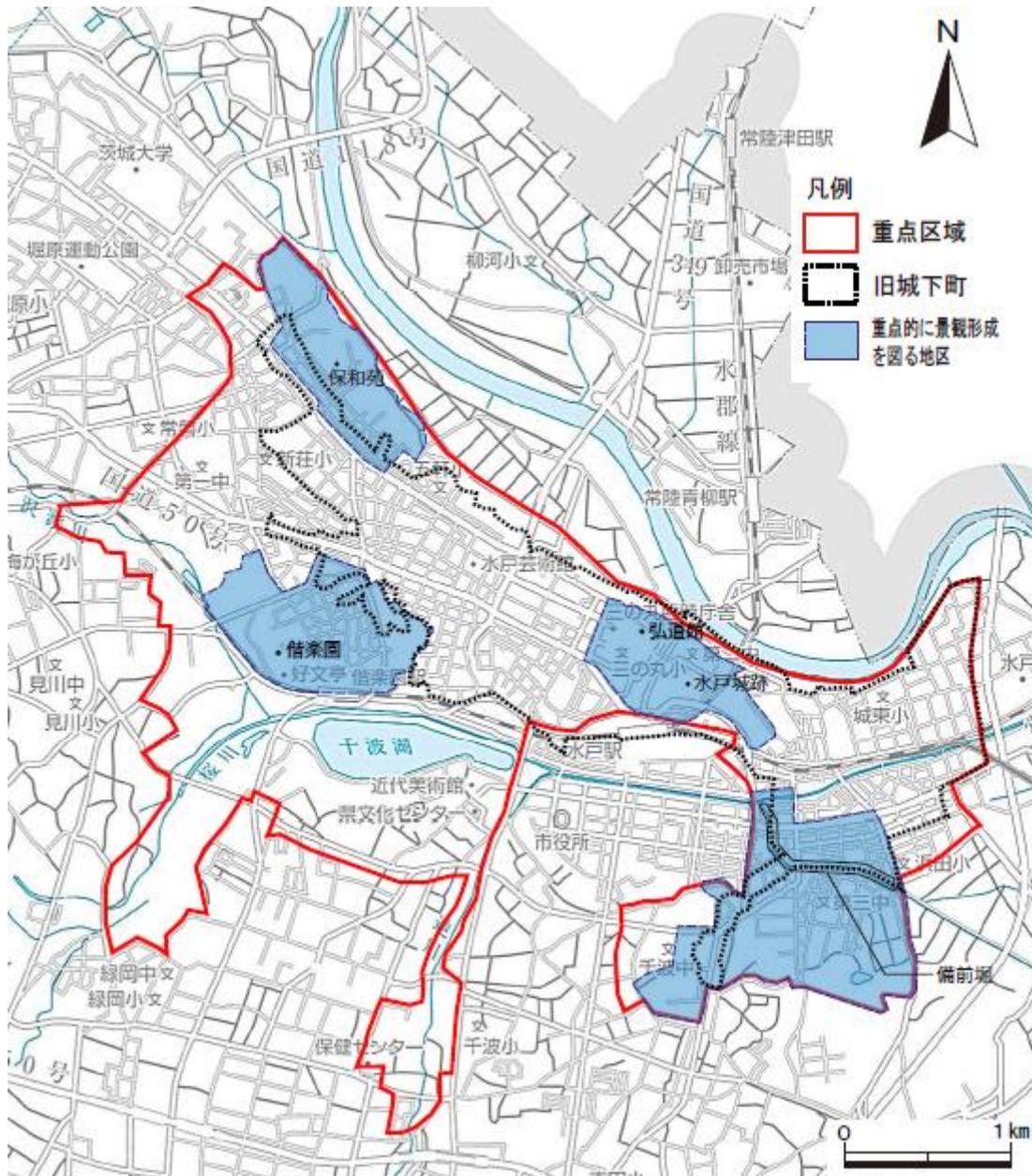
また、北辰一刀流剣術等の武道、観梅(梅まつり)、吉田神社等でみられる祭礼など、歴史と伝統を反映する人々の活動も現在まで受け継がれています。

本市では、こうした城下町である水戸の魅力を高めるとともに、後世に継承していくため、歴史まちづくり法に基づく「水戸市歴史的風致維持向上計画」を策定・申請し、2010(平成22)年2月4日に国から認定を受けました。

認定以後は、本市の歴史的風致の維持向上を図るため、国・県と連携しながら、ハード・ソフト両面から、歴史まちづくりに係る施策を展開してきたところです。

同計画においては、旧弘道館・常磐公園(偕楽園)を中心に、上市、下市の旧城下町とその周辺エリアを重点区域として設定(約1,160ha)するとともに、水戸市景観計画(2008[平成20]年度策定)と整合を図りながら、次の4地区を本市の歴史まちづくりを重点的に進めていく地区として位置付けています【図2-12】。

図 2-12 重点区域と重点的に歴史まちづくりを進めていく地区



(1) 弘道館・水戸城跡周辺地区

本地区においては、これまで市立三の丸小学校や市立第二中学校の門や外壁（白壁塀）の改修や歴史・観光ロードの整備など、歴史性に配慮した環境整備を進めたほか、2012（平成24）年度に開館した「水戸城跡二の丸展示館」では、大日本史や市立第二中学校における発掘出土品等を展示し、新たな水戸の魅力を発信する拠点を創出してきました。

しかし、水戸城を象徴する建造物の多くが、明治以降、焼失や解体により失われ、当時の姿をイメージしにくい状況です。また、周辺の回遊ルートについても、景観に配慮した道路整備の必要性がさらに高まってきていました。

こうした中、本市では、水戸の顔にふさわしい歴史まちづくりを総合的に推進するため、

2014（平成26）年度に「弘道館・水戸城跡周辺地区の歴史まちづくり基本構想」を策定しました。

現在、水戸城を象徴する建造物である大手門、二の丸角櫓、土塀の整備など、様々な歴史的資源を繋ぎ、水戸城跡の風情を感じさせる回遊空間を創出することにより、歴史まちづくりを先導的に進めています。

(2) 偕楽園周辺地区

本地区においては、これまで好文亭表門通り（市道上市 217・218 号線）、偕楽園御成門通り（市道上市 229 号線）の道路景観の整備を推進するとともに、東日本大震災で被災した常磐公園（偕楽園）の復旧工事が完了するなど、歴史を感じられる空間の形成に取り組んでいます。

また、2016（平成 28）年度には、「水戸市偕楽園公園（千波公園等）整備基本計画」を策定し、偕楽園周辺地区と千波公園とが有機的な連携を図りながら、様々な事業を進めているところです。

(3) 保和苑周辺地区

本地区においては、これまで水戸八幡宮拝殿及び幣殿を水戸市歴史的風致形成建造物に指定し、保存修理を行うとともに、保和苑内の園路整備を実施してきました。

現在、「水戸のロマンチックゾーン」と呼ばれるエリアを中心に、軸となる通りや沿道のまちなみを地域の歴史性と調和した景観に整備・誘導していくとともに、八幡宮の祭礼やあじさいまつりなど地区の特色を生かした伝統行事等や文化を維持・向上に努めています。

(4) 備前堀周辺地区

本地区においては、これまで 1990（平成 2）年度に「備前堀歴史ロード」を整備するとともに、2002（平成 14）年度に備前堀沿道の区域を「都市景観重点地区」に指定し、備前堀沿道地区内における優れた都市景観づくりに寄与する行為に対して支援するなど、歴史的な景観形成の維持向上を図ってきました。

また、備前堀周辺地区の北側に位置し、かつての武家屋敷地の風情を今に残す城東地区においては、旧酒井家屋敷跡（横山大観生誕の地）を歴史的風致形成建造物に指定し、整備を実施してきました。

こうした特性を踏まえ、本地区では、現在まで受け継がれている伝統文化等を維持・向上させるとともに、城下町の風情が感じられる和風のまちなみの形成を推進し、あわせて周辺道路の景観整備や周辺の社寺、史跡との回遊性を向上に努めています。

6 文化財の管理

(1) 文化財巡視と危機管理の現況

本市には、2017（平成 29）年 4 月 1 日現在で 194 件の指定等文化財が所在しますが、これらは、経年変化による劣化が避けられないものも多いことから、管理者が保存状況を逐次観察するとともに、行政も文化財の巡視（パトロール）を適宜行い、管理者の管理体制や、文化財の保存状況を確認することが重要です。

本市では、県が毎年実施している県文化財保護指導委員の文化財巡視活動と連携し、主に国・県指定文化財及び周知の埋蔵文化財包蔵地を概ね 25 件前後巡視し、保存状況の確認を年 2 回行っています。

また、文化財の防火対策については、毎年 1 月 26 日に実施されている文化財防火デーにあわせ、市内の文化財所有者又は管理者を対象に防災訓練及び講習会を実施し、防火教育に努めています。あわせて、消防用設備等の点検についても、毎年、文化財防火デーの前後に消防法の規定による立入検査を実施し、火災予防上の異常の有無について点検を実施しているところです。

(2) 埋蔵文化財（出土遺物）及び博物館資料の管理の現況

市内の遺跡から出土する埋蔵文化財（出土遺物）は、開発や保存目的に伴う発掘調査の進展に伴い、毎年増加しています。出土遺物の整理作業、収納、遺物台帳作成までの一連の作業は、埋蔵文化財の取扱に精通した施設において実施することが必要なため、本市では埋蔵文化財（出土遺物）の管理を埋蔵文化財センターに一元化しています。

博物館資料の保存については、空調設備が老朽化し、調温湿機能等に問題が生じていたことから、2016（平成 28）年度から 2017（平成 29）年度にかけて、市立博物館（併設する水戸市立中央図書館を含む。）の耐震補強工事及び設備改修を実施し、収蔵庫における保存管理の適正化を進めているところです。

(3) 文化財の維持管理等に伴う支援の現況

文化財の維持管理や補修・修復にあたっては、文化財の本質的価値を損なわず、限りなく旧状に復する形で慎重に実施していく必要があります。

そのため、民間の文化財所有者又は管理者が維持管理や補修・修復を行うに際して、文化財の専門的な知見を外部から得なくてはならない場合や、多額の財政的負担が生じる場合があります。

こうした現況を踏まえ、本市では文化財の専門的知見に係る助言を逐次行うとともに、財政面についても、史跡等の適正な保存管理、指定文化財の適正な保存管理、無形民俗文化財の伝承保存を図るための補助金を交付するなど、適宜支援を実施し、文化財所有者又は管理者の負担軽減に努めているところです。

7 市民との協働による文化財の保護・保存・活用

(1) 市民と協働した文化財関係事業の現況

文化財所有者又は管理者が個人や法人であることが多く、文化財の保護・保存・活用の円滑な推進に際しては、市民との協働の視点が欠かせません。また、文化財は地域で誕生し、脈々と守り伝えられてきたものであり、地域と密着した形で未来に伝えていくことが望ましい性格を有しています。

こうした中、本市では民俗芸能団体が構成する市民俗芸能団体協議会と協働し、郷土民俗芸能のつどいなど、民俗芸能の魅力を周知する取組を推進してきたほか、弘道館・水戸城跡周辺地区の歴史まちづくりの取組では、2015（平成27）年度に「旧水戸城大手門等復元整備促進実行委員会」が設立され、市民、企業、団体、行政が一体となって募金活動を展開しています。

市立博物館では、ホテルのロビーにおける雛人形の展示【図2-13】や、中心市街地の店舗が連携して実施するイベント「三店ものがたり」への参加など、地域と連携した様々な事業を展開しています。

埋蔵文化財センターでは、毎年地域の市民、企業、団体、行政等が実行委員会を組織し、協働で「風土記の丘ふるさとまつり」を開催しています【図2-14】。

図2-13 ホテルでの雛人形展示



図2-14 風土記の丘ふるさとまつり



(2) ボランティアの参画状況

本市では、市立博物館において博物館ボランティアを組織し、博物館案内や普及啓発事業等への参画を図っているところです。ワークショップなど、来館者一人一人にきめ細かなサービスが必要となる事業で重要な役割を發揮しているほか、自然観察会等の見学会でも、ボランティアの専門的知識を生かした解説が行われています。

また、埋蔵文化財センターでは、大串貝塚塾が民間有志により組織され、センターとの協働により、移動学習や風土記の丘ふるさとまつりの運営協力、郷土における民俗文化の体験活動等の事業を展開しています。

第2 課題

本市における文化財の保護・保存・活用の現状を踏まえた主な課題は、次のとおりとなります。

1 文化財の把握と次代への継承

本市では、これまで文化財について、市指定や、博物館等による収集を推進してきましたが、指定又は収集当時の学術的評価に止まっているものや、指定や収集の対象となっていないが、地域によって大切に守り伝えられてきた魅力あるものも数多く存在します。

また、文化財を次代へ着実に継承していくためには、適切な保護・保存方策とともに、市民一人一人が郷土の文化財に愛着を持つことが重要になります。

そのため、市内に存する多様な文化財の調査・研究を進め、指定や登録などによる適切な保護・保存に努めるとともに、学校教育や社会教育の場においてさらに理解を深めていく必要があります。

2 まちづくりへの文化財の活用

本市においては、震災等により多くの歴史的資源が失われたものの、現在でも旧弘道館や常磐公園（偕楽園）などの歴史的資源が数多く存在しています。

本市の長い歴史と伝統を将来の世代に引き継いでいくためにも、歴史的な建造物の復元・再生や歴史的な景観の保全・形成を図っていく必要があります。

また、近年、文化財については、全国的に保護・保存するだけでなく、まちづくりや観光振興への積極的な活用が求められています。そのため、観光振興と連携した文化財の整備・公開の取組や文化財の魅力を広く発信していく必要があります。

3 文化財の保護・保存・活用に向けた体制の充実

文化財の価値を保ち、次代に着実に継承していくためには、適切な管理が欠かせず、所有者及び管理者には、文化財の保存管理に関する知識、技術や、相応の財政的負担が必要とされ、市は、その管理状況をしっかりと把握することが求められます。

また、文化財は、所有者又は管理者だけのものではなく、長期間に脈々と伝えられてきた地域の宝でもあるため、市民や企業、団体とともに保護・保存・活用が図られなければ、取組を継続していくのは困難です。

そのため、文化財の所有者又は管理者に対して、文化財の保存管理に関する知識、技術を提供するほか、必要に応じて、財政的な支援を行い、その管理状況をしっかりと確認するとともに、市民との協働での取組の機運醸成のため、文化財を保護・保存・活用するイベントや活動に参加できる環境づくりを推進していく必要があります。

第3章 計画の基本的方向

第1 目指す姿

「市文化財保護計画（第1次）」では、市内に所在する文化財を調査し、保護・保存・活用を図るとともに、文化財の指定に努めてきました。

本計画では、これまでに積み重ねてきた様々な取組や課題を踏まえながら、水戸ならではの貴重な財産である文化財について、一層の保護・保存・活用を図り、将来の世代に確実に継承していくとともに、水戸のまちの魅力の向上につなげていくため、この計画の目指す姿を次のとおり定めます。

目指す姿

郷土の文化財を愛し、未来につなぐ
しょうおうこうらい
～彰往考来を實踐するまち・水戸～

彰往考来を實踐するまち・水戸

水戸藩第2代藩主の徳川光圀【図3-1】は、1672（寛文12）年、歴史書『大日本史』の編さん局を「彰考館」と名づけました。これは、中国の西晋の学者・杜預が著した『春秋左史伝』の序文にある「章（彰）往考来（往きたるを彰かにし来たるを考える）」に由来するもので【図3-2】、「未来の展望を開き、人々の行動の指針とするために、過去の人間の営みの全体をとらえ直す」という意味です。

この彰往考来の精神は、光圀の死後も脈々と受け継がれ、水戸藩の学問的伝統として実践されるとともに、市制施行後も本市の教育の礎となり、今に息づいています。

この計画では、文化財の保護・保存・活用に係る様々な施策を實踐することにより、本市の過去の解明はもとより、未来への輝かしい発展に貢献することを目指すものです。



図3-1 徳川光圀肖像画（茨城県立歴史館蔵）（上）

図3-2 『春秋左史伝』（部分、茨城県立歴史館蔵）（下）

第2 基本方針と基本施策

この計画では、国・県の文化芸術振興に関する施策を反映するとともに、「水戸市第6次総合計画ーみと魁プランナー」 「水戸市教育施策大綱」との整合を図り、本市の文化財保護・保存・活用の目指す姿を実現するため、次の3つの基本方針とそれに対応した基本施策を定めます。

基本方針1 文化財の総合的な把握と次代への継承

市内に存する文化財を総合的に把握した上で、適切な保護に努めるとともに、学校との連携等を図りながら、市民の郷土愛や文化財を大切にす機運の醸成に努めるなど、次代への継承に向けた取組を進めます。

- 基本施策1 魅力ある文化遺産の発掘
- 基本施策2 次代に伝える取組の推進
- 基本施策3 文化財愛護精神と郷土愛の醸成

基本方針2 文化財を生かした魅力あるまちづくりの推進

水戸のまちの特徴である歴史と伝統、文化を示す文化財を磨き上げ、有機的な連携を強化することによって、まちの魅力を高めるとともに、文化財を活用した交流拠点づくりを推進するほか、情報発信基盤やメディアを効果的に活用するなど、魅力あるまちづくりに向けた取組を進めます。

- 基本施策1 歴史まちづくりの推進
- 基本施策2 文化財の魅力発信

基本方針3 文化財の保護・保存・活用に向けた体制の充実

文化財の保護・保存・活用を総合的に推進するため、文化財の維持管理や担い手の確保など、市民との協働による環境づくりを進め、体制の充実に向けた取組を進めます。

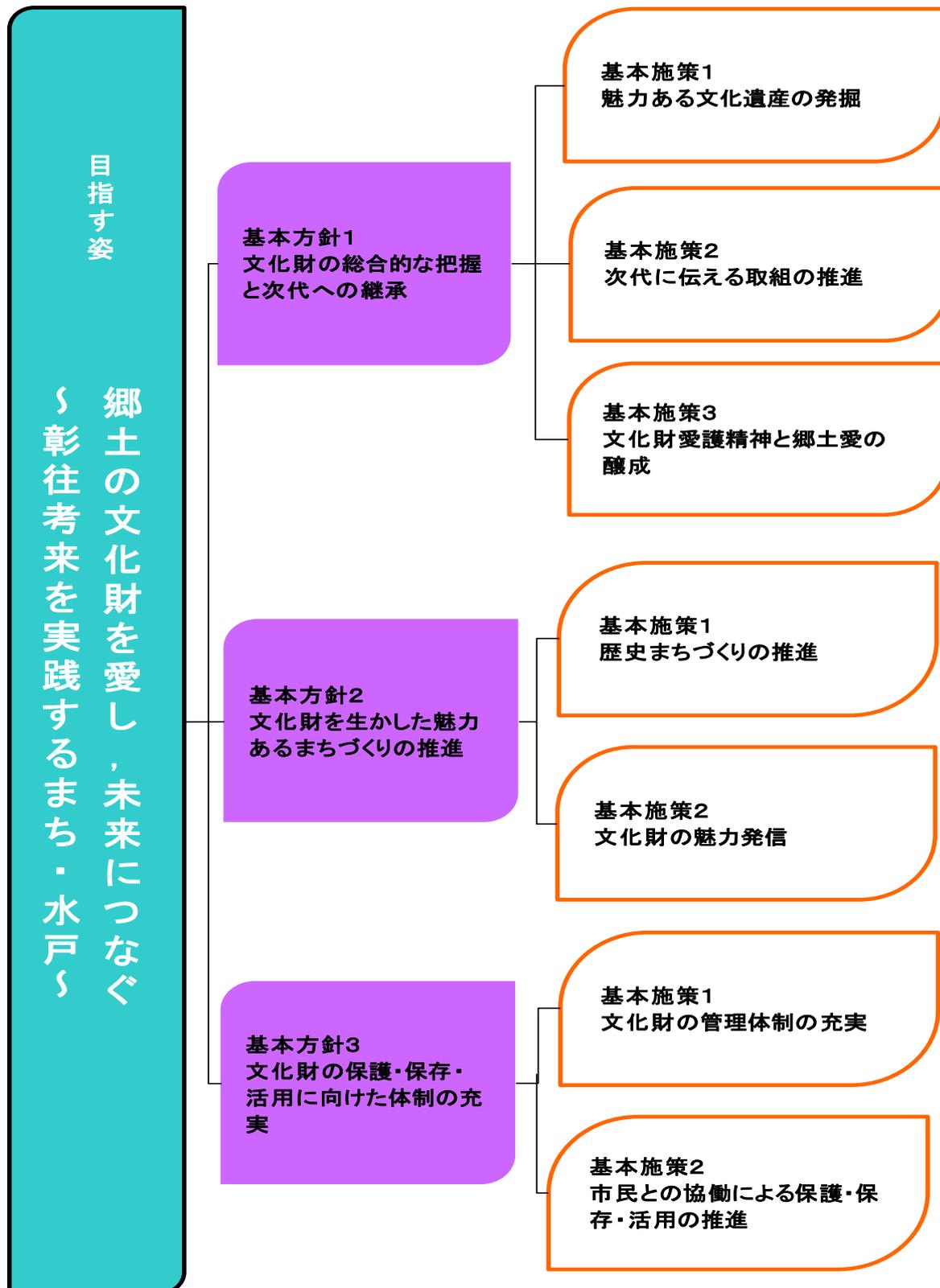
■基本施策1 文化財の管理体制の充実

■基本施策2 市民との協働による保護・保存・活用の推進

第3 施策の体系

3つの基本方針に基づいた施策の体系は次のとおりとします。

図3-3 施策の体系図



第4章 施策の展開

基本方針1 文化財の総合的な把握と次代への継承

【目標指標】

指標	現況値 2016年度	目標値 2023年度
市指定文化財の件数	101件	110件
市民を対象とした文化財講演会・体験学習会の開催件数	年間25件	年間35件

基本施策1 魅力ある文化遺産の発掘

【現状と課題】

豊かな歴史と自然に育まれた本市には、多様な指定等文化財、埋蔵文化財、博物館資料等の文化遺産が存在しています。

それらのうち、現在はまだ存在が知られていないものや、指定又は収集当時の学術的評価に止まっているものが多く存在します。こうした文化財の中には、その後の調査・研究の進展に伴い、新たな学術的評価のもと、魅力向上につながる可能性を秘めているものがあります。

また、近年、世界遺産や日本遺産のように一定のストーリーのもと、複数の文化財を包括的に評価するなど、新たな文化財の評価手法が提起され、既存の文化財の魅力向上を図る機運が全国的に高まっています。

こうした文化遺産をめぐる最新の評価手法や調査・研究動向を踏まえ、本市の文化遺産の学術的価値はもとより、その魅力を伝える評価手法について、調査・研究を推進する必要があります。

【施策の展開】

- 有形文化財、無形文化財、埋蔵文化財など、文化財の特性に応じた調査・研究を推進します。
- 旧弘道館、常磐公園（偕楽園）など、近世日本の重要な教育遺産の世界遺産登録を、関係自治体との広域連携により推進します。
- 自然、歴史、民俗、美術の分野において、市内外に所在する水戸に関する資料の収集・調査・研究を推進します。

	具体的施策	主な事業
1	文化財の特性に対応した調査・研究の推進	ヒカリモの検証・活用
		埋蔵文化財の調査・研究
		河和田城跡等の調査・研究
		新 文化財の調査・研究成果等を発信する刊行物発行の検討
2	世界遺産登録に向けた取組の推進	広域連携による調査・研究及び普及啓発
3	博物館による資料の収集・調査・研究の推進	市立博物館による資料の収集・調査・研究
		水戸徳川家と連携した所蔵資料の調査・研究



備前町のヒカリモ



教育遺産世界遺産登録推進協議会における専門部会の開催

基本施策2 次代に伝える取組の推進

【現状と課題】

市内に存する文化財の中には、市指定文化財にふさわしいものや、県指定文化財又は国指定文化財など、上位の文化財に指定される可能性があるものがあります。それらを調査・研究し、文化財指定を受けることによって、確実に保護・保存を図っていく必要があります。

一方、本市では、開発に関係する埋蔵文化財の取扱に係る届出等が年々増加傾向にあり、それに伴い、埋蔵文化財の調査件数も増加しています。やむをえず遺跡を現状のまま保存できない場合は、発掘された埋蔵文化財を適切に記録し、次代に継承していくことが求められます。

また、市内に存する文化財の中には、文化財指定には至らないものの、地域で大切に守り伝えられている文化財があり、それらの保護・保存に向けた取組を検討していく必要があります。

本市では、江戸時代以降、剣術、水術などの無形文化財や、踊り、祭礼などの民俗芸能が脈々と受け継がれてきました。しかし、現在、それらに関わる方々の高齢化や、後継者の減少などにより、貴重な文化財の存続が危ぶまれています。

そのため、それらの文化財の魅力を広く発信するとともに、新たな後継者を育成していく必要があります。

【施策の展開】

- 学識経験者から構成される文化財保護審議会による調査・研究を実施し、市の文化財に指定します。また、国、県の文化財の指定に向けて、関係機関と調整を図るとともに、未指定等文化財の国登録文化財への登録なども検討していきます。
- 各種開発に対応して、国庫補助金を活用した市内遺跡発掘調査事業を推進します。
- 未指定等文化財を対象とした新たな地域文化財制度の創設を推進します。
- 無形文化財、無形民俗文化財の着実な継承のため、その魅力を広く市民に向けて発信するとともに、必要に応じて、補助金の交付など、財政的な支援を実施します。

	具体的施策	主な事業
1	文化財指定の推進	市の文化財指定
		国・県の文化財指定を目指した関係機関との調整
		国登録文化財登録申請の検討
2	市内遺跡の保護・保存	市内遺跡発掘調査事業の推進
3	新たな地域文化財制度の創設	新 歴史的資源や自然景観等を対象とした「(仮称)水戸市地域文化財」制度の創設
4	無形文化財、無形民俗文化財の継承	水戸市郷土民俗芸能のつどいの開催支援
		無形民俗文化財伝承団体への補助金の交付



水戸市郷土民俗芸能のつどい



市指定文化財 鹿島神社本殿・拝殿・中門及び瑞垣^{みずがき}
(2017（平成29）年2月指定)

基本施策3 文化財愛護精神と郷土愛の醸成

【現状と課題】

所有者又は管理者の高齢化や世代交代により、維持管理や継承が困難となってきた文化財もあるため、その維持管理や継承については、市民一人一人に、その文化財の価値を正しく理解し、愛着を持って守り伝えていこうとする気持ちの醸成を図ることが重要となります。

そのため、文化財に関する資料の提供や、体験活動等の機会提供をより一層充実させるなど、学校教育及び社会教育における文化財の活用を強化していく必要があります。

【施策の展開】

- 専門的な知識を有した人材を派遣するなど、学校教育による郷土学習の充実を図っていきます。
- 全ての世代を対象として、社会教育による学びや体験活動の機会の充実を図っていきます。

	具体的施策	主な事業
1	学校教育による郷土学習の充実	市職員による市内小中学校等への出前授業の実施
		社会科副読本を活用した郷土学習の推進
2	社会教育による学びや体験活動の機会の充実	社会人を対象とした市職員による出前講座や史跡めぐりの実施
		夏休み子どもミュージアム及び自然観察会の開催
		埋蔵文化財公開活用事業の推進



市内小学校等の出前授業



かやぶき体験教室

基本方針2 文化財を生かした魅力あるまちづくりの推進

【目標指標】

指標	現況値 2016年度	目標値 2023年度
水戸城歴史的建造物の復元・整備数	0件	3件
文化遺産説明板の設置件数	175基	180基

基本施策1 歴史まちづくりの推進

【現状と課題】

本市は原始・古代から豊かな歴史に育まれ、江戸時代には関東でも有数の規模の城下町として発展しました。戦災などにより多くの歴史的な建造物は失われたものの、基本的な町割りは大きく変わらず、旧弘道館や常磐公園（偕楽園）をはじめとする歴史的資源を有しています。

本市においても、人口の定住化を促進するだけでなく、水戸市を訪れる人、いわゆる交流人口の増加を図ることが、まちのにぎわいを創出することにつながることから、その一つの手段として、本市の持つそれらの資源を活用することが求められています。

【施策の展開】

- 歴史的風致維持向上計画に基づき、弘道館・水戸城跡周辺地区における歴史的な建造物の復元・整備など、水戸ならではの歴史まちづくりを推進します。
- 歴史的風致維持向上計画の重点区域内において、城下町としての風情を感じさせるイベントを実施するとともに、伝統ある祭礼などの魅力を広く発信し、観光客の誘致に繋げていきます。
- 歴史的風致維持向上計画の重点区域内の地区ごとの景観形成方針に基づき、歴史的景観を保全するとともに、大規模建築等の景観誘導など、水戸市景観計画で定められている諸施策とも連携し、景観の形成を図っていきます。

	具体的施策	主な事業
1	水戸ならではの歴史まちづくりの推進	水戸城歴史的建造物（大手門、二の丸角櫓、土塀）の復元整備及びそれらを中心とした観光客の回遊ルートの設定
		歴史・観光ロード，ロマンチックゾーンの整備
2	歴史を生かしたにぎわいづくり	梅まつり，あじさいまつりなどの開催
		神社の祭礼など伝統的行事の魅力発信
3	歴史的景観の保全・形成	歴史的風致形成建造物の指定
		屋外広告物の掲出の制限，建築物の高さ規制等
		都市景観重点地区の指定，屋外広告物特別規制地区の拡大



水戸城大手門完成予想図



備前堀

基本施策2 文化財の魅力発信

【現状と課題】

近年、文化財については、全国的に、保護・保存するだけでなく、まちづくりや観光振興への積極的な活用が求められており、その一つが平成27年度から開始された日本遺産の認定です。本市でも、2015（平成27）年4月に、関係自治体とともに「近世日本の教育遺産群―学ぶ心・礼節の本源―」が認定を受けました。

こうした状況の中、文化財を活用した観光振興を図るためには、文化財の周辺環境整備や、訪日外国人向けの説明、積極的な魅力の発信が求められています。

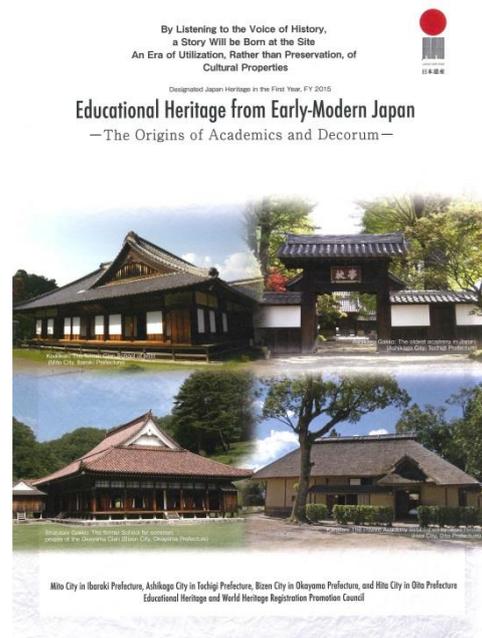
【施策の展開】

- 国指定史跡の公園整備や、既存の歴史公園をPRすることによる、魅力ある交流拠点の形成を図っていきます。
- 伝統工芸品の展示など、観光振興と連携した取組を推進します。
- 日本遺産「近世日本の教育遺産群―学ぶ心・礼節の本源―」について、関係自治体とともに広くPRすることで、日本遺産を生かした地域の魅力発信を推進します。
- 企画展示等の充実を図りながら、博物館の魅力向上に努めます。
- 計画的に文化遺産説明板を設置するほか、訪日外国人にも文化財の価値や魅力を理解してもらえる説明や方法を検討します。また、埋蔵文化財の発掘調査現地説明会や発掘調査報告会等を開催するほか、インターネット、SNS等の情報技術を活用した効果的な情報の発信に取り組めます。

	具体的施策	主な事業
1	魅力ある交流拠点の形成	台渡里官衙遺跡群の整備
		吉田古墳の整備
		大串貝塚ふれあい公園の魅力向上とPR活動
		くれふしの里古墳公園の魅力向上とPR活動
2	観光振興と連携した取組の推進	七面焼の博物館等での展示や作陶教室等における活用
		内原郷土史義勇軍資料館及びかたくりの里公園の魅力の向上とPR活動
3	日本遺産を生かした地域の魅力発信	日本遺産のストーリーや構成文化財の内容がわかるパンフレットや映像を活用した国内外への戦略的発信
		日本遺産の構成文化財である「日新塾跡」の整備に向けた検討
4	博物館の充実	市立博物館の企画展示等の充実
5	効果的な情報の発信	文化遺産説明板や案内標識の設置、修繕、更新
		文化財に関する刊行物、グッズ等の作成・頒布
		文化財の説明の英語表記
		新 発掘調査現地説明会や発掘調査報告会等の開催



台渡里官衙遺跡群



日本遺産パンフレット（英語版）

基本方針3 文化財の保護・保存・活用に向けた体制の充実

【目標指標】

指標	現況値 2016年度	目標値 2023年度
市指定文化財の現状確認（累計）	30件	110件
風土記の丘ふるさとまつりの参加者数	5,500人	6,800人

基本施策1 文化財の管理体制の充実

【現状と課題】

本市には、2017（平成29）年4月1日現在、194件の指定等の文化財があります。これらの文化財の現状確認については、文化財の巡視等により定期的実施しているところですが、全ての指定等の文化財の巡視が行われていない状況にあります。

そのため、それらの所在はもとより、保存状況等の確認を計画的に実施していく必要があります。

貴重な文化財を未来へ確実に伝えていくためには、文化財の所有者又は管理者において、文化財の保存管理に係る知識、技術、意識の向上はもとより、相応の財政的負担が求められます。

そのため、文化財の所有者又は管理者に対し、行政による指導や助言のほか、必要に応じて財政的な支援をしていく必要があります。

また、発掘調査の増加とともに、埋蔵文化財（出土遺物）も年々増加していますが、現在、数か所に分散して管理している状況にあります。

このため、出土遺物の管理体制について将来を見据えた検討をする必要があります。

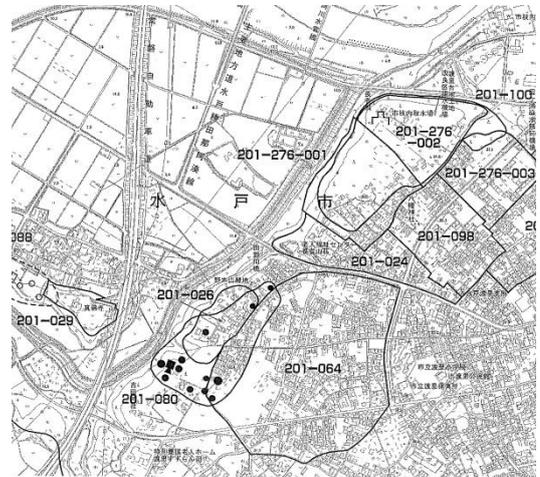
【施策の展開】

- 文化財の指定時の価値を適切に保護・保存していくために、市による文化財の現状確認や、所有者又は管理者に対して、必要に応じて指導・助言をします。また、指定等文化財や埋蔵文化財についても効率的な管理に努めます。
- 文化財の所有者又は管理者に対して、保存管理に必要な知識等を提供するとともに、必要に応じて、補助金の交付など、財政的な支援を実施します。

	具体的施策	主な事業
1	文化財の適切な管理	文化財の巡視 文化財防火デーの開催 指定等文化財の現状変更の取扱い（指導・助言を含む。） 新 指定等文化財のデジタル化・データベース化の検討 遺跡地区の定期的な更新 新 埋蔵文化財収蔵庫の整備の検討
2	文化財保護・保存への支援	文化財の所有者又は管理者への保存管理に必要な知識、情報の提供 文化財の所有者又は管理者への補助金の交付



文化財防火デーにおける防災訓練



遺跡地区

基本施策2 市民との協働による保護・保存・活用の推進

【現状と課題】

文化財は地域で誕生し、脈々と守り伝えられてきたものであり、地域と密着した形で保護・保存・活用に努めていくことが求められます。

そのため、市民及び産学官が連携し、地域が一体となって文化財を保護・保存・活用する機運を高められるよう、取組を推進していく必要があります。

【施策の展開】

- 文化財の保護・保存・活用にあたり、市民や企業、団体などと協働で実施する事業数の増加に努めます。
- 地域の大学や博物館など文化財に関する専門機関と共同で事業を展開します。また、将来、文化財専門職員や博物館学芸員を目指す大学生を受け入れ、実習を行います。

	具体的施策	主な事業
1	地域との協働	旧水戸城大手門等復元整備促進実行委員会との協働による寄付金募集
		各種団体との協働による文化財の定期的な公開や顕彰事業の推進
		三店ものがたり等の商店街との連携
		大串貝塚ふれあい公園におけるまつりの充実
		地域住民等による案内、体験学習運営のボランティアの実施
2	大学・博物館との協働	新 大学・博物館と連携した文書等資料の保護・保存・活用
		実習生の受入



旧水戸城大手門等復元整備促進実行委員会による周知用のぼり旗の掲示



博物館ボランティアの活動

第5章 推進体制と進行管理

第1 推進体制

本計画の推進に当たっては、市民、文化財所有者（管理者）、大学・博物館、市が相互に連携・協働し、施策を展開していくことが重要です。

各主体の役割は次のとおりです。

1 市民の役割

- ・ 郷土の文化財への理解と愛着を深めていくために、イベントや講座など、様々な機会を捉え、積極的に文化財に触れていきます。
- ・ 大学・博物館、行政の実施する施策などに主体的に参加し、文化財の保護・保存・活用に協力します。

2 文化財所有者（管理者）の役割

- ・ 文化財の適切な管理を実施するとともに、管理に必要な知識や技術の習得に努めます。
- ・ 行政と連携し、文化財の魅力を効果的に発信していきます。

3 大学・博物館等専門機関の役割

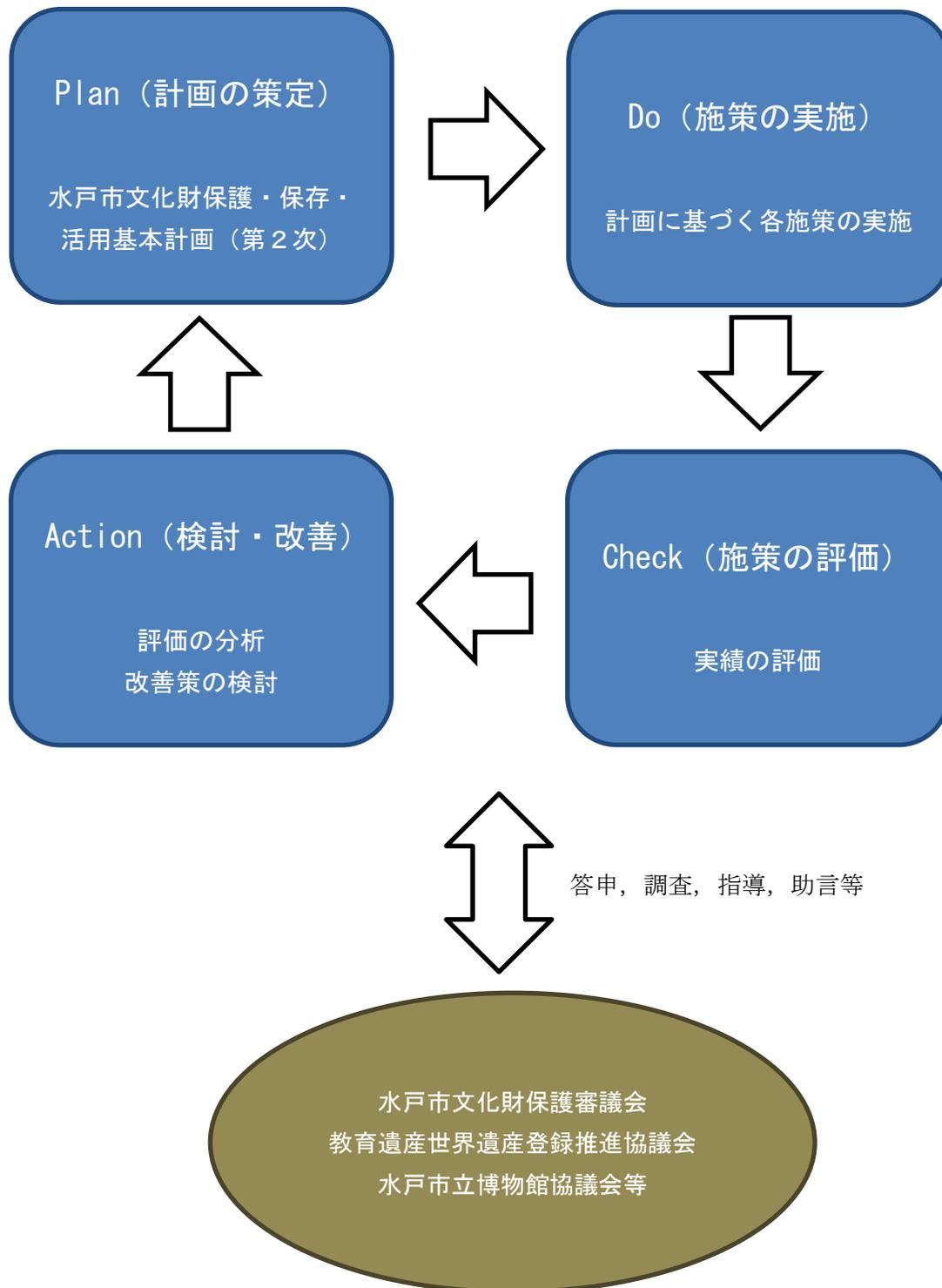
- ・ 文化財に関する専門的な知識を、市民、文化財所有者（管理者）、市に提供します。
- ・ 行政と連携し、将来の文化財専門職員や博物館学芸員の育成に努めます。

4 市の役割

- ・ 文化財に関する調査・研究を進め、国などの文化財指定を通じて、文化財の価値を明らかにするとともに、文化財に関する学習の機会の提供に努めます。
- ・ 歴史まちづくりや史跡の整備、文化財の魅力の効果的な発信など文化財を生かしたまちづくりの推進に取り組みます。
- ・ 文化財の管理状況の把握や、文化財所有者へ文化財に関する知識の提供などに努めます。

第2 進行管理

本計画の個々の取組や内容について、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（検討・改善）によるPDCAサイクル手法に基づき、適切な進行管理を行います。



資料編

資料1 計画の策定経過

年 月 日	内 容
平成26年5月22日	政策会議の開催 ・水戸市文化財保護・保存・活用基本計画（第2次）策定基本方針について
5月29日	教育委員会会議での協議 ・水戸市文化財保護・保存・活用基本計画（第2次）策定基本方針について
7月25日	文化財保護審議会の開催 ・水戸市文化財保護・保存・活用基本計画（第2次）策定基本方針について
平成28年7月21日	文化財保護審議会の開催 ・水戸市文化財保護・保存・活用基本計画（第2次）の策定について
11月8日	文化財保護審議会の開催 ・水戸市文化財保護・保存・活用基本計画（第2次）の策定について
平成29年1月18日	文化財保護審議会の開催 ・水戸市文化財保護・保存・活用基本計画（第2次）の策定について
7月19日	文化財保護審議会の開催 ・水戸市文化財保護・保存・活用基本計画（第2次）の策定について
8月1日	関係課長会議の開催 ・水戸市文化財保護・保存・活用基本計画（第2次）（素案）について
8月28日	関係課長会議の開催 ・水戸市文化財保護・保存・活用基本計画（第2次）（素案）について

年 月 日	内 容
平成 29 年 10 月 5 日	教育委員会会議での協議
	<ul style="list-style-type: none"> ・水戸市文化財保護・保存・活用基本計画（第2次）（素案）について
10 月 13 日	政策会議の開催
	<ul style="list-style-type: none"> ・水戸市文化財保護・保存・活用基本計画（第2次）（素案）について
11 月 13 日	意見公募手続の実施
～12 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ※提出意見なし
11 月 15 日	文化財保護審議会の開催
	<ul style="list-style-type: none"> ・水戸市文化財保護・保存・活用基本計画（第2次）の素案について
平成 30 年 1 月 4 日	教育委員会会議での協議
	<ul style="list-style-type: none"> ・水戸市文化財保護・保存・活用基本計画（第2次）（案）について
平成 30 年 1 月 11 日	庁議の開催
	<ul style="list-style-type: none"> ・水戸市文化財保護・保存・活用基本計画（第2次）決定

資料2 指定・登録文化財等一覧

(平成29年4月1日現在)

国指定文化財(18件)

番号	種別	名称	所在地	管理・所有者	指定年月日
1	建造物	八幡宮本殿	八幡町	八幡宮	昭29. 9. 17
2	建造物	旧弘道館(正庁・至善堂・正門附塀)	三の丸	茨城県	昭39. 5. 26
3	建造物	薬王院本堂	元吉田町	薬王院	昭41. 6. 11
4	建造物	中崎家住宅	鯉淵町	個人蔵	昭43. 4. 25
5	建造物	佛性寺本堂(附旧露盤1個)	栗崎町	佛性寺	昭63. 1. 13
6	彫刻	木造 聖徳太子立像	酒門町	善重寺	大 4. 8. 10
7	工芸品	太刀(銘則包作 附糸巻太刀拵)	緑町	茨城県立歴史館	明44. 4. 17
8	工芸品	朱漆足付盥	六反田町	六地藏寺	平 3. 6. 21
9	無形文化財	一中節	保持者が水戸市に在住	一中節保存会	平 5. 4. 15
10	無形文化財	一中節三味線	千波町	東 峯子(いわゆる人間国宝)	平13. 7. 12
11	特別史跡	旧弘道館	三の丸	茨城県	昭27. 3. 29
12	史跡	常磐公園(偕楽園)	常磐町・見川町	茨城県	大11. 3. 8
13	史跡	吉田古墳	元吉田町	水戸市	大11. 3. 8
14	史跡	愛宕山古墳	愛宕町	水戸市・愛宕神社	昭 9. 5. 1
15	史跡	大串貝塚	塩崎町	水戸市	昭45. 5. 11
16	史跡	台渡里官衙遺跡群(台渡里官衙遺跡・台渡里廢寺跡)	渡里町	水戸市	平17. 7. 14
17	名勝	常磐公園(偕楽園)	常磐町・見川町	茨城県	大11. 3. 8
18	天然記念物	白旗山八幡宮のオハツキイチョウ	八幡町	八幡宮	昭 4. 4. 2

記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財(国選択)

*	無形民俗文化財	大串のささらと大野のみろく	大串町・下大野町	大串ささらばやし保存会 大野みろくばやし保存会	昭48. 11. 5
---	---------	---------------	----------	----------------------------	------------

県指定文化財(70件)

番号	種別	名称	所在地	管理・所有者	指定年月日
1	建造物	水海道小学校玄関	緑町	茨城県立歴史館	昭33. 3. 12
2	建造物	薬王院仁王門	元吉田町	薬王院	昭34. 5. 22
3	建造物	旧茂木家住宅	緑町	茨城県立歴史館	昭45. 5. 28
4	建造物	四脚門	六反田町	六地藏寺	昭46. 12. 2
5	建造物	旧水戸城薬医門	三の丸	茨城県教育委員会	昭58. 3. 18
6	建造物	綿引家住宅(主屋・倉)	元吉田町	個人蔵	平 3. 1. 25
7	絵画	絹本着色 弁財天画像	緑町	茨城県立歴史館	昭39. 7. 31
8	絵画	絹本着色 両界曼荼羅	六反田町	六地藏寺	昭50. 3. 25
9	絵画	絹本着色 弘法大師像	六反田町	六地藏寺	昭50. 3. 25
10	絵画	絹本着色 真言八祖像	六反田町	六地藏寺	昭50. 3. 25
11	絵画	絹本着色 十二天立像	六反田町	六地藏寺	昭50. 3. 25
12	絵画	絹本着色 六字経曼荼羅	六反田町	六地藏寺	昭50. 3. 25
13	絵画	絹本着色 十三仏図	六反田町	六地藏寺	昭50. 3. 25
14	絵画	絹本着色 釈迦十六善神図	六反田町	六地藏寺	昭50. 3. 25
15	絵画	紙本着色 制吒迦童子像	六反田町	六地藏寺	昭50. 3. 25
16	絵画	絹本墨画 芦雁図 立原杏所筆	緑町	茨城県立歴史館	平14. 1. 25
17	絵画	絹本着色 流燈 横山大観筆	千波町	茨城県近代美術館	平16. 1. 8
18	絵画	カルピスの包み紙のある静物 中村彝筆	千波町	茨城県近代美術館	平18. 11. 16
19	絵画	紙本淡彩 海島秋来 小川芋銭筆	千波町	茨城県近代美術館	平22. 11. 18

20	絵画	絹本彩色 阿房劫火 木村武山筆	千波町	茨城県近代美術館	平22. 11. 18
21	彫刻	鍍金仏	緑町	信願寺	昭29. 8. 18
22	彫刻	阿弥陀如来像	緑町	茨城県立歴史館	昭30. 1. 25
23	彫刻	木造 薬師如来坐像	元吉田町	薬王院	昭34. 5. 22
24	彫刻	木造 釈迦如来坐像	緑町	茨城県立歴史館	昭35. 12. 13
25	彫刻	銅造 大黒天像	河和田町	報佛寺	昭37. 10. 24
26	彫刻	金銅化仏	千波町	個人蔵	昭44. 3. 20
27	彫刻	木造 阿弥陀如来脇侍三尊像	緑町	茨城県立歴史館	昭47. 12. 18
28	彫刻	木造 十二神将像	元吉田町	薬王院	昭49. 11. 25
29	彫刻	銅造 大日如来及三十日仏坐像	栗崎町	佛性寺	平12. 11. 27
30	工芸品	黒韋肩浅葱筋兜	八幡町	八幡宮	昭32. 6. 26
31	工芸品	蒔絵櫃	緑町	茨城県立歴史館	昭33. 3. 12
32	工芸品	つのたらい	緑町	茨城県立歴史館	昭33. 7. 23
33	工芸品	軍陣鞍	新莊	個人蔵	昭35. 3. 28
34	工芸品	六地藏石幢	緑町	茨城県立歴史館	昭37. 10. 24
35	工芸品	鎧(兜, 大袖付)	県外	個人蔵	昭37. 10. 24
36	工芸品	鎧(兜, 大袖付)	千波町	個人蔵	昭37. 10. 24
37	工芸品	鎧	緑町	茨城県立歴史館	昭37. 10. 24
38	工芸品	鞍	大町	市立博物館	昭37. 10. 24
39	工芸品	大薙刀	緑町	茨城県立歴史館	昭37. 10. 24
40	工芸品	銅製経筒	天王町	神崎寺	昭37. 10. 24
41	工芸品	鎧	大町	市立博物館	昭38. 8. 23
42	工芸品	太刀(銘吉房)	緑町	茨城県立歴史館	昭38. 8. 23
43	工芸品	大袖鎧	千波町	個人蔵	昭39. 7. 31
44	工芸品	鎧	千波町	個人蔵	昭39. 7. 31
45	工芸品	金梨地蒔絵鞍	緑町	茨城県立歴史館	昭41. 3. 7
46	工芸品	灌頂用具	六反田町	六地藏寺	昭50. 3. 25
47	工芸品	密教法具	六反田町	六地藏寺	昭50. 3. 25
48	工芸品	銅装龍輪宝羯磨文戒体箱	六反田町	六地藏寺	昭50. 3. 25
49	工芸品	銅装龍輪宝羯磨文説相箱	六反田町	六地藏寺	昭50. 3. 25
50	工芸品	銅板貼山伏笈	六反田町	六地藏寺	昭50. 3. 25
51	工芸品	漆塗経櫃	六反田町	六地藏寺	昭50. 3. 25
52	工芸品	総毛引紅糸威胴丸具足	緑町	茨城県立歴史館	平10. 1. 21
53	工芸品	鱗口 如意寺, 嘉暦三年在銘	緑町	茨城県立歴史館	平16. 1. 8
54	書跡	大般若波羅密多經	県外	個人蔵	昭38. 8. 23
55	書跡	唐本一切經	緑町	茨城県立歴史館	昭42. 11. 24
56	書跡	六地藏寺所蔵典籍・文書	六反田町	六地藏寺	昭46. 3. 29
57	書跡	紙本墨書 神皇正統記 六地藏寺本	六反田町	六地藏寺	平16. 1. 8
58	考古資料	銅印	緑町	茨城県立歴史館	平 4. 1. 24
59	考古資料	海後遺跡出土人面付土器	緑町	茨城県立歴史館	平14. 12. 25
60	考古資料	三味塚古墳出土遺物	緑町	茨城県立歴史館	平16. 1. 8
61	考古資料	小野天神前遺跡出土土器	緑町	茨城県立歴史館	平16. 11. 25
62	考古資料	舟塚古墳出土遺物39点 (円筒埴輪16点・朝顔形埴輪5点・人物埴輪17点・器財埴輪1点)	緑町	茨城県立歴史館	平27. 1. 22
63	歴史資料	訂正常陸国風土記版木(附箱板2枚)	緑町	茨城県立歴史館	昭60. 12. 16
64	歴史資料	徳川光圀書翰集	三の丸	茨城県立図書館	平23. 11. 17
65	無形民俗文化財	大串のささらばやし	大串町	大串ささらばやし保存会	昭41. 3. 7
66	無形民俗文化財	大野のみろくばやし	下大野町	大野みろくばやし保存会	昭41. 3. 7
67	無形民俗文化財	水戸大神楽	元山町 常磐町	柳貴家正楽社中 柳貴家勝蔵社中	平 3. 1. 25 平20. 11. 17
68	史跡	笠原水道	千波町・笠原町・本町・元吉田町	水戸市	昭13. 3. 11
69	史跡	台渡里官衙遺跡群(台渡里官衙遺跡・台渡里廃寺跡)	渡里町	水戸市	昭20. 7. 16
70	史跡	水戸城跡(塁及び濠)	三の丸	茨城県・茨城大学・水戸市	昭42. 11. 24

市指定文化財(101件)

番号	種別	名称	所在地	管理・所有者	指定年月日
1	建造物	杉崎八幡神社本殿	杉崎町	杉崎区	昭57. 7. 1
2	建造物	中原不動尊本堂及び厨子	中原町	中原区	昭61. 4. 1
3	建造物	東光寺薬師堂及び厨子	大場町	東光寺	平 2. 3. 2
4	建造物	六地藏寺本堂(地藏堂)	六反田町	六地藏寺	平 2. 3. 2
5	建造物	六地藏寺法寶藏	六反田町	六地藏寺	平 2. 3. 2
6	建造物	和光院不動堂	田島町	和光院	平 9. 9. 1
7	建造物	八幡宮拝殿及び幣殿	八幡町	八幡宮	平 9.11. 7
8	建造物	八幡宮神楽殿	八幡町	八幡宮	平 9.11. 7
9	建造物	八幡宮随神門	八幡町	八幡宮	平 9.11. 7
10	建造物	薬王院四脚門	元吉田町	薬王院	平17. 3.10
11	建造物	春日神社本殿 附棟札2枚, 扉板2枚	赤尾関町	春日神社	平25. 2. 8
12	建造物	水戸東武館(道場・正門附塀)	北見町	水戸東武館	平25.10.25
13	建造物	鹿島神社本殿・拝殿・中門及び瑞垣(附設計図9点)	三の丸	鹿島神社	平29. 2. 3
14	絵画	三十六歌仙扇額	緑町	茨城県立歴史館	平 5. 4.14
15	絵画	紙本著色 不動明王像	田島町	和光院	平 6. 2. 1
16	絵画	絹本著色 那珂湊口晚望図 立原杏所筆	緑町	茨城県立歴史館	平19. 5. 9
17	絵画	絹本著色 雪中小禽・柳下水禽図 立原杏所筆	大町	水戸市	平19. 5. 9
18	絵画	絹本著色 旭日波図 狩野興也筆	大町	水戸市	平22. 2.18
19	絵画	絹本著色 見嶺群芳之図 五百城文哉筆	大町	水戸市	平22. 2.18
20	絵画	絹本著色 聖徳太子絵伝(断簡)	酒門町	善重寺	平23.10.28
21	絵画	絹本著色 阿弥陀如来来迎図	酒門町	善重寺	平23.10.28
22	彫刻	銅造 阿弥陀如来及両脇侍立像	八幡町	祇園寺	昭31.12.17
23	彫刻	木造 阿弥陀如来立像	吉沼町	吉沼観音堂保存会	昭37. 2.24
24	彫刻	木造 十一面観音立像	飯富町	個人蔵	昭47.11.28
25	彫刻	木造 薬師如来坐像	大場町	東光寺	昭56. 3. 9
26	彫刻	十一面観音像	鯉淵町	個人蔵	昭56.10. 1
27	彫刻	石造 六地藏	栗崎町	佛性寺	昭60. 3.25
28	彫刻	石造 金剛力士立像	栗崎町	佛性寺	昭60. 6. 1
29	彫刻	銅造 阿弥陀如来立像	飯富町	真佛寺	平 5. 4.14
30	彫刻	木造 金剛力士立像	元吉田町	薬王院	平 6. 6. 3
31	彫刻	木造 神事面	元山町	別雷皇太神	平 8.11.15
32	彫刻	木造 阿弥陀如来及両脇侍立像	酒門町	定善寺	平16. 2. 6
33	彫刻	木造 狛犬	八幡町	八幡宮	平21. 2. 6
34	彫刻	木造 菩薩立像	元吉田町	薬王院	平23.10.28
35	工芸品	常葉山時鐘	宮町	東照宮	昭28. 9.10
36	工芸品	太極砲	常磐町	常磐神社	昭37. 2.24
37	工芸品	陣太鼓	常磐町	常磐神社	昭37. 2.24
38	工芸品	備人形	大町	水戸市	昭47. 5.19
39	工芸品	五輪塔	元吉田町	薬王院	昭48. 1.20
40	工芸品	刀 (市毛徳鄰作)	袴塚	個人蔵	昭40. 6.22
41	工芸品	刀 (徳川斉昭作)	緑町	茨城県立歴史館	昭40. 6.22
42	工芸品	刀 (直江助政作)	宮町	個人蔵	昭40. 6.22
43	工芸品	刀 (直江助政作)	袴塚	個人蔵	平 8. 2.23
44	工芸品	刀 (勝村徳勝作)	袴塚	個人蔵	平 8. 2.23
45	工芸品	安神車	宮町	東照宮	昭42. 3.22
46	工芸品	銅造 燈籠	宮町	東照宮	昭54. 8. 3
47	工芸品	銅造 釣燈籠	緑町	茨城県立歴史館	昭54. 8. 3
48	工芸品	陣太鼓附台車	八幡町	八幡宮	昭54. 8. 3
49	工芸品	須恵器壺	塩崎町	水戸市	昭57. 2.22

50	工芸品	石造 宝篋印塔	大串町	水戸市	昭59. 3. 30
51	工芸品	大串稲荷神社神輿並びに日月鉢	大串町	大串稲荷神社	平 4. 2. 5
52	工芸品	黒漆金銅装八角神輿, 台輪付き(附 瓔珞・風鐸・神鏡等装飾金具, 案2脚, 銘札2枚)	八幡町	八幡宮	平21. 2. 6
53	工芸品	七面焼土瓶(蓋付)・土鍋	見川	個人蔵	平22. 2. 18
54	典籍	左近詠草	緑町	茨城県立歴史館	昭59. 3. 7
55	典籍	傳燈山和光院過去帳	田島町	和光院	平22. 2. 18
56	古文書	紙本墨書 足利氏満感状	備前町	個人蔵	平21. 2. 6
57	考古資料	石枕・立花	内原町	水戸市	昭56. 10. 1
58	考古資料	埴輪武装男子	塩崎町	水戸市	平 8. 11. 15
59	考古資料	三角縁神獸鏡残欠	緑町	茨城県立歴史館	平13. 8. 31
60	考古資料	大串貝塚出土遺物	塩崎町	水戸市	平18. 4. 18
61	考古資料	大串遺跡第四号住居跡出土遺物	塩崎町	水戸市	平18. 4. 18
62	考古資料	台渡里官衙遺跡出土銅印	塩崎町	水戸市	平23. 10. 28
63	考古資料	台渡里廃寺跡南方地区第1号工房跡出土資料	塩崎町	水戸市	平23. 10. 28
64	考古資料	日新塾跡出土オランダ陶器	塩崎町	水戸市	平25. 10. 25
65	歴史資料	算額	大場町	東光寺	昭59. 3. 30
66	歴史資料	板碑	六反田町	六地藏寺	昭60. 6. 1
67	歴史資料	板碑	平戸町	個人蔵	昭60. 6. 1
68	歴史資料	五輪塔	千波町	個人蔵	平14. 4. 5
69	歴史資料	日新塾母屋棟札	大町	水戸市	平22. 2. 19
70	歴史資料	石河明善日記 附 学制略1部, 弘道館教育に関する意見書1部	大町	水戸市	平23. 10. 28
71	歴史資料	獨杯集	大町	水戸市	平25. 2. 8
72	歴史資料	加倉井砂山夫妻の墓	成沢町	個人蔵	平25. 2. 8
73	歴史資料	慷慨淋漓の碑拓本附台石	元山町	神應寺	平27. 2. 5
74	無形文化財	水府流水術	城東	水府流水術協会	平 6. 6. 3
75	無形文化財	田谷の棒術	田谷町	田谷の棒術保存会	平23. 10. 28
76	無形文化財	北辰一刀流	北見町	水戸東武館古武道保存会	平25. 2. 8
77	無形文化財	新田宮流抜刀術	北見町	水戸東武館古武道保存会	平25. 10. 25
78	無形民俗文化財	水戸の獅子舞	浜田町	個人蔵	昭45. 4. 17
79	無形民俗文化財	大根むき花	元石川町	大根むき花保存会	昭50. 6. 19
80	無形民俗文化財	有賀神社の磯渡御	有賀町	有賀神社	昭59. 5. 1
81	無形民俗文化財	吉田神社の秋季祭礼	宮内町	吉田神社	平28. 1. 29
82	史跡	義公生誕の地	三の丸	常磐神社	昭28. 9. 10
83	史跡	藤田東湖生誕の地	梅香	水戸市	昭28. 9. 10
84	史跡	常磐共有墓地	松本町	常磐共有墓地管理委員会	昭29. 7. 10
85	史跡	水戸殉難志士の墓	松本町	水戸殉難志士の墓保存会	昭29. 7. 10
86	史跡	会沢正志斎の墓	千波町	本法寺	昭29. 7. 10
87	史跡	武田耕雲斎の墓	見川	妙雲寺	昭29. 7. 10
88	史跡	酒門共有墓地	酒門町	酒門共有墓地管理委員会	昭30. 7. 23
89	史跡	千束原追鳥狩本陣跡	元石川町	常磐神社	昭54. 8. 3
90	史跡	日新塾跡	成沢町	日新塾精神顕揚会	平21. 2. 6
91	史跡	横山大観生誕の地	城東	水戸市	平22. 2. 19
92	史跡	唯円道場跡伝承地	河和田町	報佛寺	平23. 3. 7
93	史跡	水戸城跡	三の丸	水戸市・茨城大学	平28. 1. 29
94	天然記念物	光藻	備前町	水戸市	昭28. 9. 10
95	天然記念物	かたぐりの里	有賀町	有賀北区	昭56. 10. 1
96	天然記念物	六地藏寺のスギ	六反田町	六地藏寺	昭58. 3. 16
97	天然記念物	六地藏寺のイチョウ	六反田町	六地藏寺	昭58. 3. 16
98	天然記念物	六地藏寺のシダレザクラ	六反田町	六地藏寺	昭60. 6. 1
99	天然記念物	愛宕山古墳のコブシ	栗崎町	芳賀神社	昭61. 3. 25
100	天然記念物	和光院の大椎	田島町	和光院	平 6. 2. 1
101	天然記念物	水戸城跡の大シイ	三の丸	水戸市	平10. 8. 5

登録有形文化財(4件)

種別	名称	数量	所在地	管理者	登録年月日
建造物	茨城県立水戸商業高等学校旧本館玄関	1	新荘	茨城県	平 8. 12. 20
建造物	水戸市水道低区配水塔	1	北見町	水戸市	平 8. 12. 20
建造物	祐月本店雛蔵	1	末広町	(株)祐月本店	平 27. 11. 17
建造物	和田家住宅延年楼	1	自由が丘	個人蔵	平 27. 11. 17

資料2 文化財関係法令

○ 文化財保護法(昭和25年法律第214号) 抜粋

第1条 略

(文化財の定義)

第2条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
 - (2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
 - (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
 - (4) 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁^{りょう}、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
 - (5) 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
 - (6) 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）
- 2 この法律の規定（第27条から第29条まで、第37条、第五5条第1項第4号、第153条第1項第1号、第165条、第171条及び附則第3条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。
- 3 この法律の規定（第109条、第110条、第112条、第122条、第131条第1項第4号、第153条第1項第7号及び第8号、第165条並びに第171条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。
- (以下、省略)

○ 水戸市文化財保護条例（昭和51年水戸市条例第28号） 抜粋

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）及び茨城県文化財保護条例（昭和51年茨城県条例第50号。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で市内に存するものうち重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「文化財」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- (2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- (4) 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋りょう、峡谷、山岳その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

（財産権等の尊重及び他の公益との調整）

第3条 水戸市教育委員会（以下「委員会」という。）は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

（市民の心構え）

第4条 市民は、市がこの条例の規定に基づき行う措置に誠実に協力しなければならない。

- 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

第2章 市指定有形文化財

（指定）

第5条 委員会は、市内に存する有形文化財のうち重要なものを水戸市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、当該有形文化財の所有

者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

- 3 第1項の規定による指定をするには、委員会は、あらかじめ、水戸市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。
- 4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。ただし、当該有形文化財の所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。
- 5 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。
- 6 第1項の規定による指定をしたときは、委員会は、市指定有形文化財の所有者（以下この章において「所有者」という。）に指定書を交付しなければならない。

（解除）

第6条 市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失った場合その他特別の事由があるときは、委員会は、市指定有形文化財の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による指定の解除には、前条第3項から第5項までの規定を準用する。
- 3 市指定有形文化財について、法第27条第1項の規定による重要文化財又は県条例第4条第1項の規定による県指定有形文化財の指定があったときは、当該市指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。
- 4 前項の場合には、委員会は、速やかに、その旨を告示するとともに、当該所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。
- 5 第2項で準用する前条第4項の規定による市指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき、及び前項の規定による通知を受けたときは、当該所有者は、速やかに、指定書を委員会に返付しなければならない。

（管理方法の指示）

第7条 委員会は、所有者に対し、当該市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

（所有者の管理義務及び管理責任者）

第8条 所有者は、この条例並びにこれに基づく委員会規則及び委員会の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。

- 2 所有者は、特別の事由があるときは、専ら自己に代わり当該市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者（以下この章において「管理責任者」という。）を選任することができる。
- 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、当該管理責任者と連署のうえ、速やかに、その旨を委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。
- 4 管理責任者には、前条及び第1項の規定を準用する。

（所有者等の変更）

第9条 所有者に変更があったときは、新所有者は、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、速やかに、その旨を委員会に届け出なければならない。

- 2 所有者は、管理責任者を変更したときは、新管理責任者と連署のうえ、速やかに、その旨を委員会に届け出なければならない。
- 3 所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかに、そ

の旨を委員会に届け出なければならない。この場合において、氏名若しくは名称又は住所の変更が所有者に係るものであるときは、届出の際指定書を添えなければならない。

（管理団体による管理）

第10条 市指定有形文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、委員会は、適当な団体を指定して、当該市指定有形文化財の保存のため必要な管理（当該市指定有形文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、委員会は、あらかじめ、当該所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする団体の同意を得なければならない。

3 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び団体に通知してする。

4 第1項の規定による指定には、第5条第5項の規定を準用する。

5 第1項の規定による指定を受けた団体（以下この章において「管理団体」という。）には、第7条及び第8条第1項の規定を準用する。

（管理団体の指定解除）

第11条 前条第1項に規定する事由が消滅した場合その他特別の事由があるときは、委員会は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第3項及び第5条第5項の規定を準用する。

（管理団体の管理の費用）

第12条 管理団体が行う管理に要する費用は、この条例に特別の定めのある場合を除くほか、管理団体の負担とする。ただし、所有者と協議により、管理に要する費用の全部又は一部を当該所有者の負担とすることを妨げるものではない。

（滅失、き損等）

第13条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、当該所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、速やかに、その旨を委員会に届け出なければならない。

（所在の変更）

第14条 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、当該所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、あらかじめ、その旨を委員会に届け出なければならない。ただし、委員会規則で定める事由に該当する場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りるものとする。

（修理）

第15条 市指定有形文化財の修理は、当該所有者が行うものとする。ただし、管理団体がある場合は、当該管理団体が行うものとする。

（管理又は修理の補助）

第16条 市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の費用を要し、所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事由がある場合には、市は、その費用の一部に充てさせるた

め、当該所有者又は管理団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

(管理又は修理に関する勧告)

第17条 市指定有形文化財の管理が適当でないため、当該市指定有形文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、委員会は、当該所有者、管理責任者又は管理団体に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、委員会は、当該所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前2項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。

(現状の変更等)

第18条 市指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、当該所有者又は管理団体は、委員会の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のため必要な措置を講ずる場合は、この限りでない。

2 委員会は、前項の許可をする場合において、現状の変更又はその保存に影響を及ぼす行為に関し必要な条件を付することができる。

3 第1項の許可を受けることができなかつたことにより又は前項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対し、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

(修理の届出等)

第19条 市指定有形文化財を修理しようとするときは、当該所有者又は管理団体は、あらかじめ、その旨を委員会に届け出なければならない。ただし、第16条の規定による補助金の交付、第17条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

(環境保全)

第20条 委員会は、市指定有形文化財の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

2 前項の規定による処分によって損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

(公開)

第21条 市指定有形文化財の公開は、当該所有者が行うものとする。ただし、管理団体がある場合は、当該管理団体が行うものとする。

2 委員会は、所有者又は管理団体に対し、委員会の行う公開の用に供するため、当該市指定有形文化財を出品することを要請することができる。

3 前項の規定による要請に基づいて行う公開のための出品に要する費用は、市が負担する。

4 第2項の規定により出品したこと起因して当該市指定有形文化財が滅失し、又はき損し、若しくは盗み取られたときは、市に、当該所有者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。

(報告)

第22条 委員会は、必要があると認めるときは、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理状況につき報告を求めることができる。

（所有者変更等に伴う権利義務の承継）

第23条 所有者に変更があったときは，新所有者は，当該市指定有形文化財に関しこの条例に基づいてする委員会の勧告，指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には，旧所有者は，当該市指定有形文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

3 管理団体が指定され，又はその指定が解除された場合は，前項の規定を準用する。

（以下，省略）

○ 水戸市文化財保護審議会条例（平成4年水戸市条例第50号）

（設置）

第1条 文化財の保存及び活用について調査、審議するため、水戸市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 審議会は、水戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査、審議する。

- (1) 文化財の保存に関すること。
- (2) 文化財の活用に関すること。
- (3) その他必要と認められる事項に関すること。

2 審議会は、文化財の保存及び活用に関し必要な事項について教育委員会に建議することができる。

（組織）

第3条 審議会は、関係機関の役職員及び学識経験者のうちから、教育委員会が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、教育委員会において行う。

（補則）

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、平成4年10月1日から施行する。

資料4 用語解説

あ行	
SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)	友人同士や、同じ趣味を持つ人同士、近隣地域の住民など、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス。
か行	
河和田城	現在の水戸市立河和田小学校周辺に存在した中世の平城。現在でも、周辺の湿地を利用した堀や、幾重にめぐる土塁や空堀が良好な状態で残る。
記念物	以下の文化財の総称 1 貝塚，古墳，都城跡，城跡，旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの， 2 庭園，橋梁，峡谷，海浜，山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの 3 動物，植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの
郷土民俗芸能のつどい	水戸市内に伝わる民俗芸能の保存，後継者の育成のため，各民俗芸能団体が一堂に会し，民俗芸能を披露する大会。隔年で開催する。
旧水戸彰考館跡	現在の水戸市立第二中学校の敷地に，水戸徳川家第2代藩主徳川光圀により開設された「大日本史」の編さん局
さ行	
三店ものがたり	水戸商工会議所が主催するスタンプラリーのイベント。中心市街地にある参加店3店舗を回ると，各店舗からプレゼントをもらえる。
七面焼	水戸徳川家第9代藩主徳川斉昭が，神崎七面堂の南側（現在の常磐神社南側の斜面一帯）に開設した陶磁器製造所で焼かれた陶磁器
世界遺産	世界遺産条約に基づき，世界遺産リストに記載されたもの。世界中の人々が共有し，後世に守り伝えていくべき文化財や自然環境が対象
た行	
大日本史	徳川光圀によって開始され，水戸藩の事業として継続し，明治時代に完成した歴史書
台渡里官衙遺跡群	本市渡里町地内に広がる7世紀後半から9世紀末にかけての寺院跡及び郡衙（役所）に付属する正倉院（税を収めた倉のある区域）跡。国指定史跡
地域文化財制度	指定文化財等に指定又は登録されていない魅力ある地域文化財を「(仮称)水戸市地域文化財」に認定し，その保護・保存や，活用を図る制度
デジタルサイネージ	屋外・店頭・公共空間・交通機関など，あらゆる場所で，ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するシステムの総称

伝統的建造物群	周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値が高いもの
都市景観重点地区	歴史的な雰囲気を残す特色のある地区など、優れた都市景観づくりを行う必要がある地区について、水戸市都市景観条例に基づき指定する。指定にあたっては、目指すべき景観を定めた「基本目標」や「ルール（都市景観基準）」を策定する。
土木学会選奨土木遺産	土木遺産の顕彰を通じて、歴史的土木建造物の保存に資することを目的に、公益社団法人土木学会が公募・認定するもの。 交通、防災、農林水産業、エネルギー、衛生、産業、軍事などの用途に供された土木関連施設が対象
な行	
日新塾跡	弘道館と同時期に本市の成沢町で、教育者で漢詩人の加倉井砂山によって運営された私塾。多様な教科科目を備え、30年間で1,000人もの塾生が学び、多彩な門人を輩出した。
日本遺産	地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として認定し、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の様々な文化財群を総合的に活用する取組
は行	
PV	プロモーションビデオ。宣伝や販売の促進のために制作する映像
ヒカリモ	体長0.003mmほどの微小な藻類で、水面に集まり光合成をしながら増殖し、この際、光を反射して水面に金粉をまいたように黄金色に輝いて見える。洞窟内の水たまりや山陰の池などの暗所に生息している。
風土記の丘ふるさとまつり	常陸国風土記に記載された巨人の伝説に因んで整備された大串貝塚ふれあい公園において毎年11月第2日曜日に開催されるまつり。縄文人ファッションショー、国選択県指定無形民俗文化財「大串のささらばやし」・「大野のみろくばやし」の実演などが行われる。
文化的景観	地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で日本人の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの
ま行	
水戸城	鎌倉時代の初め、馬場資幹が那珂川と千波湖にはさまれた台地の東端（現在の茨城県立水戸第一高等学校付近）に居館を構えたのが起源とされ、その後、1426年に江戸氏が、1590年に佐竹氏が居城を構えた。関ヶ原の戦いの後、徳川家康の11男頼房が初代水戸藩主となり、江戸時代を通じて水戸徳川家の居城であり続けた。
民俗文化財	衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの

無形文化財	演劇，音楽，工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの
や行	
屋外広告物特別規制地区	地区の個性を生かした景観づくりのために，歴史的な雰囲気を残す特色ある地区など，屋外広告物の規制が特に必要な地区を，水戸市屋外広告物条例に基づき指定。アドバルーンや屋上利用広告物の設置などが禁止される。
有形文化財	建造物，絵画，彫刻，工芸品，書跡，典籍，古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料
吉田古墳	本市の元吉田町に位置する7世紀中ごろに築造された八角形墳。石室の奥壁に武具等を主体とした線刻壁画を有する国指定史跡
ら行	
歴史的風致維持向上計画	「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境（＝歴史的風致）」の維持及び向上のために，市町村が策定する計画
歴史的風致形成建造物	歴史的風致維持向上計画に記載された重点区域内の歴史的な建造物であって，地域の歴史的風致を形成しており，歴史的風致の維持及び向上のために保存を図る必要があると認められるもの。市町村が指定する。

水戸市文化財保護・保存・活用基本計画（第2次）

2018(平成30)年4月 発行

編集・発行

水戸市教育委員会事務局教育部歴史文化財課

水戸市笠原町978番地の5

電話番号 029(306)8132